

平成19年9月10日（月曜日）第3回定例会

出席議員（18名）

1番	伊藤忠男	議員	2番	石山忠	議員
3番	辻登代子	議員	4番	工藤吉雄	議員
5番	杉沼孝司	議員	6番	國井輝明	議員
7番	木村寿太郎	議員	8番	嶋田俊廣	議員
9番	佐藤毅	議員	10番	柏倉信一	議員
11番	鈴木賢也	議員	12番	松田孝	議員
13番	新宮征一	議員	14番	高橋勝文	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	石川忠義	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒	副市長
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
片桐久之	選挙管理委員会 委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	総合政策課 財務室長	菅野英行	総合政策課行財 政改革推進室長
尾形清一	総合政策課 立地推進室長	熊谷英昭	税務課長
布施崇一	市民生活課長	柏倉隆夫	建設課長
犬飼弘一	建設課 都市整備室長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	安孫子政一	農林課長
有川洋一	商工観光課長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	会計課長	荒川貴久	水道事業所長
今野要一	病院事務長	芳賀友幸	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課 指導推進室長
工藤恒雄	生涯学習 課長	安孫子雅美	監査委員
兼子良一	生涯学習 課長	清野健	農業委員会 事務局長

事務局職員出席者

鹿間康	事務局長	安食俊博	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	大沼秀彦	総務係長

平成 19 年 9 月第 3 回定例会

議事日程第 3 号

平成 19 年 9 月 10 日 (月曜日)

第 3 回定例会

午前 9 時 30 分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 3 号に同じ

再 開 午前9時30分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

会議を始める前に申し上げます。本日の会議は、上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

伊藤忠男議長 日程第1、9月6日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成19年9月10日(月)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
8	安心して暮らせるまちづくりについて	小・中・高校生等通学児童生徒の交通安全対策について	5番 杉沼孝司	市長
9	活気溢れるまちづくりについて	交通要所の橋の架け替えについて 祭り内容の検討について		市長
10	都市政策について	木の下土地地区画整備事業の現状と成功に向けた課題について	16番 川越孝男	市長
11	電磁波の危険性について	陵西地区に高圧線鉄塔・変電所新設計画が示されている。そこから発生する電磁波が今問題になっているが、その電磁波が健康に与える影響への認識と寒河江市の対応について	12番 松田孝	市長
12	農業振興について	紅秀峰の里づくりと小規模畑地化整備支援事業について		市長
13	ミズナラ枯れの防止対策について	本市のミズナラ枯れの被害状況について ミズナラ枯れの原因となっている「カシノナガキクイムシ」の予防・防除対策について 駆除事業に対する国・県の補助制度と市独自の支援対策について 関係機関と連携し、防除のための研修会の開催について		市長
14	農業振興について	さくらんぼ雨除けハウスの建て替え等への補助について 有害鳥獣対策組織の育成について	8番 鴨田俊廣	市長
15	少子化対策について	妊婦健康診査の公的助成の拡充について	17番 那須稔	市長
16	人に優しい対策について	自殺予防対策について (イ)心の相談体制の取り組みについて (ロ)自殺予防対策協議会の設置について 視覚障害者のための情報バリアフリーへの取り組みについて (イ)活字文書読み上げ装置の普及について		市長

杉沼孝司議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 8 番、9 番について、5 番杉沼孝司議員。

〔 5 番 杉沼孝司議員 登壇 〕

杉沼孝司議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、4 月の選挙期間中に多くの市民から寄せられた意見について、通告番号に従い、一般質問に入らせていただきます。

先に一般質問した、辻議員と若干重複する部分もありますが、初めての一般質問でありますので、御容赦のほどお願いをいたします。

通告番号 8 番、安心して暮らせるまちづくりについて伺います。

通勤、通学、児童生徒の交通安全対策事業について、以下、順次お伺いします。

当寒河江市は、山形県の中心地点として、高速交通網で庄内と内陸を結ぶ拠点として、スマートインターチェンジの常設化の決定等、大変な事業獲得は、これまでの努力が報われた結果であり、佐藤市長の功績と敬意を表する次第であります。

御案内のとおり、当市の道路行政につきましては、都市計画マスタープランによる将来に向けた都市づくりに合わせ、その基本方向に沿って推し進められているところであります。また、市民が安全で安心な暮らしをするために必要な交通安全事業についても、国の行財政改革推進により、非常に厳しい財政状況の中にもありながらも、計画的に実施していただいていることと思っております。

しかしながら、市勢の発展とともに、工業団地の拡張による立地企業の増加、就業人口の増加に伴い、交通量も大変増加しております。また、高速交通網の進捗により、マスタープラン策定時より交通事情が大きく変わってきており、交通安全対策が十分でないところもあるようです。

市道仲田内ノ袋線、いわゆる市立病院前の道路の交通安全対策についてであります。

昭和49年に寒河江市中央工業団地が開設されて以来、第2期、第3期の開発分譲と立地企業も順調に増加し、平成18年度現在、企業数78社、就業人口3,671名となっております。さらに、現在計画されております、第4期分に対する予定企業が4社から5社、従業員数が650名ほどと予想されているようでもあります。

当工業団地へのアクセス道路としましては、国道287号線、市立病院前通りなど、5方面からの進入路がありますが、平成4年に東北グンゼ前までの道路が開設されてからは、高速道路へのアクセスもあり、工業団地への最重要路線となり、市内外からのマイカーで通勤する従業員、大型トラックの通行量の増加、毎年6月から7月にかけては、日本一のさくらんぼの里のさくらんぼ狩り、30万人を越す花咲かフェアへの来場者を運ぶ大型観光バスの増加と、交通量の増加には数にいとまのないものがあります。

また、市立病院が現在地に移転開設後の昭和40年代後半より、この幹線道路沿いは宅地化が進み、生活密着型の大型スーパー、資材店舗等が立ち並び、人と車の出入りも非常に大きくなり、生活道路としても重要な路線となっております。

さらに、近隣には小中学校、高校があり、児童生徒、高校生の通学路ともなっており、朝夕の通学時間帯には人も車も自転車も、非常に危険な状況であります。少子高齢化の時代に突入し、大切な子供を守ると声高らかに叫んでいる中で、身に危険を感じながらの通学では本当に子供たちを守れるのかとい

うふうに思います。

十数年前から、歩道設置等道路改良の要望が学校、PTA、地域住民から頻繁になされており、側溝整備や側溝へのふたかけ等により、歩行者の通路確保に取り組んでおるようですが、それ以上に交通量の増加が激しく、危険性の改善が追いつかない状況であります。

当道路の整備につきましては、市の重要事業と位置づけ、県に対しても要望を行っているところであるようですが、その実現の時期も不明な状況であると同っているところでもあります。ならば、その重要性にかんがみ、市の重要事業としての改良時期を明確にし、重大事故等の起こる前に、一刻も早く市民生活の安全を図るため道路改良を進めるべきと考えますが、市長の御所見を伺います。

次に、マスタープランにも掲げてあります寒河江公園には、東北一を誇るつつじ公園等もあり、本市のランドマークとして位置づけられておりますが、つつじ公園オープン中には、市外の観光客はもとより、市民の中でも道路不案内の方が多いようでもあります。ましてや、大型観光バス等は大変入りづらいのではないかと思います。特に、当市庁舎の裏側からの進入などは、道路が狭くなかなか進入路もわからない、そして、気づいたときには通り過ぎてしまってから、Uターンもできず大変苦労しているようであり、せっかくの公園が苦情になってしまうのではないのでしょうか。

私は、寒河江公園を本市のシンボルとして市内外にアピールするためにも、通勤・通学路としても交通量が多いにもかかわらず、道路幅が大変狭い市庁舎の裏通り、いわゆる石持山岸線でありますけれども、この道路の改良を進めることが重要と考えます。ランドマークへのアクセス道路として、観光客の増加の観点からも進めるべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、交通要衝の橋のかけかえについて伺います。

今、最上川にかかる橋は、米沢市から酒田までの区間で77カ所あります。幅員等が狭い等の理由でかけかえ中の橋が、新設も含め6カ所となっているようでもあります。それらかけかえ中の橋は、歩行者、自転車の安全確保と、大型車両のすれ違いを可能にし、スムーズな交通の便と交通安全の観点からなされているものと思われま。

当寒河江市管内の最上川にかかる橋は、高速道路も含め10カ所ありますが、幅が狭く、普通車同士がすれ違うことのできないような橋が、残念ながらただ1カ所、平塩橋があります。この橋がかけられた昭和35年当時には、現在の経済の発展、社会情勢の変化、交通量の増加等は予想できないものがあったと思われまますが、現状は認識しなければならぬと思います。

近隣には、最上川ふるさと総合公園、チェリークアパーク等があり、また、寒河江西部方面、西川町、河北町方面より山形方面への通勤の要衝となっており、逆に中山、山辺、山形市からの寒河江中央工業団地への通勤の要衝ともなっております。さらに、中学、高校生の通学路ともなっており、特に朝夕の通勤・通学時間帯には、橋の上での自転車と自動車とのすれ違い、また、自動車から追い越されるときには、学生は怖い思いをし、危険を背負いながらの通行となっております。

過去に、乗用車同士がすれ違う際、お互い衝突を避けようとハンドルを少し切ったところ、欄干を突き破り、車の前の部分が橋の外に突き出たことがありました。運転手は恐怖におびえておりました。

このような事故が二度とあってほしくないと思いますが、これらを解消し、通勤・通学時における安全の確保、地域住民も安心して通行できるような、車同士がスムーズにすれ違える橋のかけかえを検討すべきと思いますが、市長の御所見を伺います。

次に、通告番号9番、活気あふれるまちづくりについて伺います。

元気なまちづくりのために、日本一のさくらんぼの里寒河江を象徴する、さくらんぼに関するイベントとして、どこの町よりも先駆けて行われてきたさくらんぼの種吹き飛ばし大会、さくらんぼ囃子パレード、花咲かフェアとありますが、今年しばらくぶりにさくらんぼ囃子パレードに参加して感じたこと、観光イベントの改革について市長にお尋ねしたいと思います。

毎年、6月に行われますさくらんぼ囃子パレードですが、参加団体が25団体、参加人数1,365名で、ことし31回目を迎えました。このような長きにわたり継続して行われてきたことに対し、一市民としても心から感謝と敬意を表する次第であります。

しかしながら、天候もよかったにもかかわらず、大イベントにしては踊る途中の本部付近を除いた沿道には見る人がまばらで、全然いないところ等もありました。以前はもっとたくさんの観客がいたようでしたが、さくらんぼの里としてほかに負けない祭りでもありますので、なぜ観客が少なくなったのか、分析し、対策を検討する必要があるものと思います。

どこの祭りにも同じことが言えることだと思いますが、原因の一つにマンネリ化と、踊りに躍動感が足りなく、単調さから若者の参加が少なく、観客も少なくなっているのではと思われます。せっかくの伝統あるイベントでもありますので、踊りにもう一工夫をしたら参加者も観客ももっとふえるのではないのでしょうか。

具体的に申し上げますと、基本的な踊りの原形は残しながらも、各参加団体独自にアレンジしたもの、若い女性をもっと参加したくなるような躍動感のある踊りにすれば、若い男性もついてくる。小さな子供さんの参加にはじいちゃんばあちゃんがついてくるといった連鎖反応で祭りが盛り上がり、参加者、観客ももっとふえ、町の活性化もさらに向上するのではないかと思います。市長の御所見を伺い、私の第1問を終わらせていただきます。

以上です。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、この市道仲田内ノ袋線の整備についてでございます。

小・中・高校生など、通学児童生徒の交通安全についての御質問でございますが、この仲田内ノ袋線の整備は、これまでもいろいろ工夫してまいりましたけれども、御案内のように、この道路というものは、市の都市計画道路山西米沢線として国道287号から主要地方道天童大江線、そして国道458号などの幹線道路間を結びまして、県営最上川ふるさと総合公園や、隣接する寒河江サービスエリア内のスマートインターチェンジを利用する朝日町、大江町方面からのアクセス道路ともなる路線になっておるわけでございます。

沿線には、御指摘のように中央工業団地や市立病院、中学校、大型スーパーなどが立地しております。輸送トラックや自家用車などが市内外から集中するなど、歩行者や自転車及び自動車、交通量が大変多い道路でございます。歩行者の安全確保を図るために、自歩道の設置などが課題となってきております。

市といたしましては、最上川ふるさと総合公園と寒河江サービスエリア、民間施設が一体となったチェリークアパークの利便性向上などのため、平成17年度から、市の重要事業に位置づけ、主要地方道天童大江線から市立病院前を通り、最上川ふるさと総合公園、平塩橋を通過し、国道458号までの区間を、山形県に対して一般県道中山三郷寒河江線の振替路線として道路整備の要望を行っているところであります。

市では、今年度も、県に対し要望しているところでありますが、広域的な視点からも、特に重要な路線であることから、西村山地方総合開発推進委員会の重要事業として当委員会、それから、西村山議長会におきましても県に強く要望しているところであります。

これまでの、当路線における安全対策といたしましては、道路側溝の未整備区間の整備や、ふたかけによる歩行者の通路確保などを実施してまいりました。御案内かと思えます。今年度につきましては、さらに交通事故防止を図るため、外側線の設置を行っておりますが、明年度以降の早い時期において、通行の障害となる構造物の移設や、幅が狭くなっている市立病院前の橋の部分の改良などを検討し、また、冬期間においては、その除雪、排雪についても万全を期して、歩行者の安全を確保してまいりたいと考えております。

しかし、これらは恒久的な対応ではございませんので、どうしても全面整備を図る必要があると考えているところであります。御指摘の、県への要望が不明な状況であれば、市の事業として進めるべきではないかとの御意見もあったわけでございますが、ただ、今申しあげましたとおり、市では天童大江線から市立病院前、平塩橋を通り、国道458号までの区間を一つの路線としてあくまでも県事業として整備していただくようお願いしているところでございます。

次に、寒河江公園のアクセス道路の整備についての御質問でございました。

長岡山一帯に広がる寒河江公園は、眺望がよく、山形盆地や月山、蔵王、朝井連峰の山々が一望できる本市のランドマークでございます。また、東北一の規模を誇るつつじ公園は、県内外からも注目され、毎年多くの観光客でにぎわいを見せているところであります。

しかしながら、観光地としての条件整備という点では、まずは進入路がわかりづらいと。そして大型

バスが通行できるようなアクセス道路の整備については、これまでも課題となってきたところがございます。現在、寒河江公園への大型バスの進入路となりますと、主要地方道天童大江線の西寒河江跨線橋交差点から、寒河江高等学校、弁天沼を經由して公園に入るルートが比較的案内しやすいルートと思いますが、そのほかに、成人病センター方面から山岸方面、澄江寺のある新町方面からのルートとなりますが、狭隘な道路になっており、また、わかりづらい状況となっております。

寒河江公園へのアクセス道路のルートにつきましては、いろいろな案が考えられますが、一つ目は、市役所前から都市計画道路下釜山岸線山岸地内の延長上から入る中央ルート、仮称でございますが中央ルート、二つ目は主要地方道寒河江西川線の成人病センター付近から入る西ルートなどが考えられるところであります。これらのルートの決定に当たりましては、現況調査と将来の発展状況の予測、加えて建設費など、最も経済的なルートを選定するための作業に入りたいと思っております。

それから、次の質問は、平塩橋のかけかえについてでございます。

御案内のように、平塩橋は国道458号からチェリークアパーク、中央工業団地、国道287号へのアクセスとして、交通量も多くなってきており、また、中学・高校生の通学路にもなっております。しかしながら、幅員が4メートルと狭く、車の相互通行ができる2車線が確保されておらず、また、自転車、歩行者の交通量も多い状況にあることから、交通安全上大きな課題となっているところでございます。

この課題を解決するためには、既存の橋を拡幅するとなれば、現在の橋脚の構造では上部を広げることとは不可能であり、新たにかけかえを要するものと考えております。橋のかけかえとなれば、事業費については莫大なものとなり、市施工による規模で整備することは難しいものであると考えております。そのため、先にも申しあげましたとおり、天童大江線から市立病院前の通り、チェリークアパーク、平塩橋、国道458号までの区間について県道として整備していただくよう、市の重要事業として県に対し要望しているところでございます。

今後とも、交通安全上、また、広域的な役割など、その重要性を訴えながら、具体的な実現にむけ、県と協議を進めてまいりたいと考えておりますが、整備までの間、交通の安全、また、橋の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、活気あふれるまちづくりについてお答え申し上げます。

本市は、日本一さくらんぼの里として、他市に先駆け、さくらんぼにこだわったまちづくりを進めてまいりました。具体的には、御指摘もありましたが、観光拠点施設のチェリーランド、高速交通時代にリンクしたチェリークアパークを初め、町中の街路灯、橋の欄干、ガードレール、マンホールのふたに至るまでさくらんぼにこだわり、ソフト事業としましても、全国的に有名なさくらんぼの種吹き飛ばし大会、第31回を迎えましたさくらんぼマラソン大会、さくらんぼ囃子パレードなど、多くのイベントをさがえさくらんぼ祭りとして展開してきたところであります。これらの取り組みにより、日本一のさくらんぼの里寒河江を全国にアピールし、寒河江のさくらんぼを日本一のブランドとして確立できたものと思っております。

さくらんぼ囃子パレードの観客が少ないので、その原因を分析し対策を検討する必要があるのではないかと考えておりますが、近年、観客が少なくなっていることは御指摘のとおりであり、その対策について検討しなければならぬと認識しております。祭りは元気な町の象徴であり、さくらんぼ囃子パレードも市内外からたくさんのお客さまを迎えられる大きなイベントとして継続してゆく必要があると考えております。

観客が少ない原因についてはいろいろあると思いますが、マンネリ化や踊り自体が華やかさに欠けることもその一つではないかと思っております。近年においては、徳内ばやしなど、若い女性たちが激しい動きのある踊りを見せる祭りも出てきており、多くの観客を集めているようですが、これらの祭りをただ単に真似することなく、寒河江らしさというものを重要視し、独自性、特徴を出すことが大事ではないかと考えております。

その上で、先日の辻議員の質問にもお答え申しましたが、若者が参加したくなる、また、見に行きたくなると思うような、他の民謡や踊りを取り入れたり、踊り方をアレンジするなど、さまざまな趣向を変える必要があると考えております。

ことしのパレードにおいても、各団体がそれぞれの趣向を凝らしており、特色のある踊り方、例えばテンポが速く躍動感のあるダンスやクラシックバレエを取り入れた踊り、鳴物を使ってにぎやかに踊る団体などがありました。昔を思い出させるような踊りや、躍動感あふれる若い人を中心とした踊りなど、多くの方に見に来ていただける魅力あるパレードとなるよう、参加者や見物客などいろいろな方面から御意見をちょうだいしながら、まつり実行委員会において検討してまいりたいと考えております。

以上です。

伊藤忠男議長 杉沼議員。

杉沼孝司議員 大変詳しい御答弁ありがとうございました。

しかしながら、市道仲田内ノ袋線なり、あるいは橋のかけかえ等、財政上も、あるいは工事金額等にしましても、大変な額になるんじゃないかというふうに感じておりますけれども、やはりその辺は、重要性にかんがみて進めなければならないものというふうにも思われます。したがって、現在行っております県に対するところの要望、これらも、やはりさらに強力に推し進めていただき、できるだけ早く、この改良時期の明確化、見通し、これらを立てていけるようお願いをしたいものだなというふうに思っております。

それから、寒河江公園へのアクセス道路の設置でありますけれども、寒河江公園のアクセス、市役所の中央通りからの道路、それから成人病前からというふうにありますけれども、この中には、保育所もあり、また、高校、あるいは当市庁舎への通勤の方なり、たくさんあるわけでありまして、特にこの山岸線ですね、そのところからこの長岡山に入っていく、もうちょっと北側の方ですか、あの辺も非常にわかりづらいところでありまして、道路が狭くて、「あら、あそこから入るんだっけ」とわかって戻れないというふうな状況になっております。

したがって、今の山岸線のこの道路をもっと広くできないものかなというようなことを一つ、さらには、アクセス道路が完成するまでの間は、よく見られるのが大江町のユリの関係、あれなどは、遠くから、もうとんでもないところから案内板を掲げておるわけでありまして、このつつじ公園にももっと、例えば、東北電力のあたりからとか、それから、石持から山岸に入ってくるあたりにも、さらにはこのちょうど裏側の方からつつじ公園の裏の方に登っていく、水源池の方に登っていくところあるわけでありまして、ちょうどあの登っていくところはカーブにもなっておって、非常にわかりづらいというふうな状況でありますから、この案内板をところどころに立てる。過去に私も、県内の人ですけれども、どうやって案内したらいいのかわからなくなる。地図を10枚ほどファクスしてやって、そしてようやく来れたというふうな状況でもありますので、そういう案内板をもっとたくさん、道路ができるまでは、案内板をたくさんつくるといふような方法でもとっていただくというふうなこともやらなければ、やれるんじゃないかなというふうに思いますので。その辺についても、よろしく願いを申しあげておきたいというふうに思います。

それから、さくらんぼ離子等については、先日の辻議員の質問の中でもお聞きしておりました。さらには先ほどの市長の答弁の中で承知しましたけれども、とにかく、長く続けていく、そして市民からもっと喜んでもらえるような踊りを、もっともっと実行委員会等にもお諮りいただきながら進めていただくようお願いを申しあげまして、私の第2問というふうにさせていただきたいと思います。

以上です。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 1 問目で答弁したことにほとんど尽きるわけでございますけれども、まずはその陵南中学校の前の通りでございますが、先ほど答弁申しあげましたように、当面といいますか、まずはあそこにありますところの障害となっておりますところの水門とか、橋が余りにも狭いと、こういうことの局部的な改良にはまずは手がけてまいろうとこう思っております。そうしますと、かなり私は違ってくるのかなと、このように思っております。そういう意味におきまして、先ほど答弁申しあげましたように、早い機会にこれに着手してまいろうとこのように思っております。

それから、特にこの冬期間の雪が、歩道、歩道というあれはないわけでございますけれども、側線の外側に除雪されるものですから、特に中学生の方々、一般通行者が非常に難儀をしている状況でございますので、あの路線を何とか除雪、それから排雪というものを徹底して、冬期間においても交通の安全というものが確保されるようにしてまいりたいとこのように思っております。

それから、長岡山に通ずるところの道路でございますけれども、中央ルートとか、あるいは西ルートというようなことを申しあげまして、これからその検討に入らなければならないと。今までもそれはやってきておったわけでございますけれども、本格的にこれらの調査研究に入りたいとこのように思っております。

何にしましても、非常に現在の道路状況からいきますと、外から見ますと「ああ、あそこにつつじ公園があるな」と、つつじが咲いておるなということは非常に眺望がきくわけございまして、112号からも非常に見る事ができるわけでございますけれども、いざ市内に入りますと、非常にわかりづらい道路になっております。

案内板の話もございましたけれども、案内板にしましても、市といたしましても、あるいは関係団体とも連携しながらかなり多くをやっておるわけでございますけれども、やはり中に入りますと、外から来た方というのは、非常にわかりづらい道路になっているのが現状かなとこのように思っております。そういうところで、なお一層、案内板等々については考えてはまいりますけれども、やっぱり公園に通ずるところのどれが適当なルートなのかと、あるいはそれを連絡するような上り、下り、そんなこともうまく可能にできるような、そして周辺の幹線道路に向かうことができるようなことができるように、このように願っております。

それから、寒河江のまちづくりのためのさくらんぼ囃子等々でございますけれども、今はパレードというのは、踊りの行列というのは大変難しい状況に、どこでもなっておるのじゃなからうかなあとこう思っております。新たな企画をやっておる市町村もありますけれども、それも一過性にとどまって、長く続けるということになりますと、大変なものになってきます。

それにおきましては、やはり歴史というものがあるんだと、あるいは踊り全体が、パレード全体がみんなに楽しめるような、そして参加できるようなものに変えていかなきゃならないなあとこのように思います。

寒河江の踊りは、割と単調といいますか、静かな踊りだとこのように見ておりますけれども、そういうものには飽き足らないところの観衆がいらっしゃるのではなからうかなと。

そうしますと、先ほど辻議員にも答弁申しあげまして、今も申しあげましたけれども、いろいろなものを、やはり寒河江らしさというものを取り入れながら、そして、寒河江の囃子パレードの特徴というものをつくっていく必要があるかなとこのように思っております。

以上です。

伊藤忠男議長 杉沼議員。

杉沼孝司議員 ただいままでの市長からの答弁でよくわかりました。ひとつ、引き続きこれらの問題解決に向けて取り組んでいただくようお願いを申しあげまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

川越孝男議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号10番について、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 通告番号10番、都市政策について、木の下土地区画整理事業の現状と成功に向けた課題について、市民の皆さんから寄せられた声をもとに、私の考えも含め端的に質問しますので、市長の誠意ある答弁を求めるものであります。

木の下土地区画整理事業は、当初から地盤や地質的な課題はあっても、十分な耐震地盤対策を講ずることと、内回り環状線となる都市計画道路落衣島線を南北に、そして下釜山岸線を東西に延びる主要道路として一体的に整備することで、既存の旧市街地や新興地域及び国道112号線などからのアクセスも確保され、かつ適正な価格が設定されることによって、優良な宅地が供給されると同時に、旧市街地の整備を誘導する事業としても期待されています。

8月21日に開催された市議会の定例議員懇談会で、木の下土地区画整理事業ほなみ団地の進捗状況についての説明がありました。それによると、保留地の分譲が募集を開始した15区画中4区画の分譲と思わしくなく、組合としても事務局長の配置や現地事務所の開設、2%の紹介料の支給、全戸へのチラシ配布、団塊世代のUターン対策、ハウスメーカー対策などさまざまな対策がとられているとのこと。

保留地分譲が計画通りに進まない場合、金融機関からの格付や今後の融資への影響が懸念されます。これは、組合にとって資金計画の面からも極めて重要な問題だと思います。

従って私は、現状を直視したときに、この事業を進める上で重要なポイントが三つあるのではないかと思います。

その一つは、幹線となる道路をまず先行してつくることだと思います。そのためには、未同意者対策を早急に行い、全体の合意形成を図ることが二つ目のポイントだと思います。そして三つ目のポイントは、地質や地盤に対して安心していただける対策と説明をすることだと思います。

私は、木の下土地区画整理事業は、実施主体が組合方式といえども、本市にとって多額の財政支出を伴う事業であると同時に、市街地整備の観点からも成功させなければならないものだと考えております。そのような立場から、3点について伺います。

一つは、越井坂方面からの出入りを可能とする都市計画道路落衣島線など、道路築造を優先し、まずは主要道路のアクセスを万全にするために、計画の変更を指導すべきと思いますが、このことについての見解を伺います。

二つには、未同意者についてであります。地権者118名中未同意者は何人いるのか伺います。その未同意者が仮換地指定を認めない場合、どのようになるのかもあわせてお伺いいたします。

そして三つ目には、地質や地盤について理解や安心を得るために実施した調査結果と、それに基づく具体的対策、及びその結果耐震性がどのように確保されているのかを伺います。

以上3点について端的に質問しましたが、心配されている市民の方々の声にかみ合った答弁を期待をいたしまして第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

木の下土地区画整理事業につきましては、スプロール化の防止と宅地化の促進、さらには幹線道路の整備を行いまして、住みよい健全な市街地形成を図るということから大変重要な事業であり、市といたしましても、事業主体でありますところの土地区画整理組合に対し、まちづくり交付金事業を取り入れたり、運営についても全面的に支援しているところでございます。

この住宅団地は、豊かな田園都市である寒河江市の原風景をイメージして、稲穂が実るように発展していく町になってほしいという願いを込め、愛称としましても、御案内のようにほなみ団地と命名しておるわけでございます。

ほなみ団地は、平成18年度に本格的な工事に着手し、平成19年3月には第1期目の分譲を、また、8月には第2期目の分譲を開始しております。そして、それらの分譲を進めるために7月から事務局長を配置し、組織の強化を図るとともに、9月1日に現地へ事務所を移転し、来訪者への対応改善を図っております。さらに、保留地の紹介を助長するため、売買が成立した場合には、御案内のように、紹介者に対し土地代の2%を報奨金として支払うことにしているようであります。

今年度の工事につきましては、都市計画道路落衣島線をできる限り延長して整備し、下釜山岸線についても、整備するとともに、スーパー用地を含めた下釜山岸線の北側一帯について道路を舗装まで仕上げ、区画地も整備まで完了するように鋭意進めているようであります。また、第3期分譲については、来春に照準を定め、道路は舗装まで整備された形で見えていただきまして、お客様に好感の持てる状況にして売り出したいと計画しているようであります。

都市計画道路をアクセス道路として早期に整備すべきじゃないかと、その御質問の都市計画道路落衣島線を、早期に県道天童大江線につなげて、区画整理地内へのアクセス性を高めるべきではないかということなわけでございますけれども、もちろん組合としても同様の考えを持っており、現在の区画整理地への入口は、都市計画道路落衣島線の西根側からのみとなっておりますので、天童街道へのアクセスを最優先にしなければならないということで、市道の比較的幅員のある丸菱食品のところまでは平成20年度には接続できるように計画を変更することになっているようでございます。

一方の都市計画道路下釜山岸線につきましては、区画整理地内は組合が施工し、その西側から中央通りまでは市施工で事業を進めているところであります。第1段階として、寒河江小学校前の通りまでの工事を早急に完成させ、アクセス向上を図り、さらに中央通りにつなげるよう推進を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、未同意者からの理解を得る努力をどうやっているのかという質問でございますが、区画整理事業に対する同意につきましては、組合設立の段階では85%で、未同意者のほとんどが宅地所有者が多く、換地先や個々の減歩率、移転補償などが明確に説明できなかつたことにより、提示されてから検討するというのが大半のようございました。

その後、換地設計などを踏まえ、平成17年度に仮換地指定に向けて組合員全員に個別説明を申しあげ、さまざまな意見を調整し、平成18年6月14日に都市計画道路下釜山岸線の北側の区域について、仮換地指定を行っております。また、平成19年4月3日には、その南側の大川の堰までを第2回目として仮換

地指定をしているわけでございます。仮換地指定に当たりましては、換地規程及び土地評価基準、換地設計基準に基づき設定しており、これまでは、いずれも組合員からは不服申し立てはないところであります。組合としましては、第3回目の指定に向けて、残る天童街道までの区域について進めており、役員が一致協力し、誠心誠意全力を挙げて組合員に対し説明に当たり、来年3月までに仮換地指定をしたいと考えているようであります。この仮換地指定に不服がある場合は、60日以内に県知事に対して審査請求をすることができますが、行政不服審査請求を提出された場合でも、法的には工事に着手できないこととはなっておりません。しかしながら、強引に着手すれば地権者の感情を逆なですることになり、問題解決が長期化することが懸念されますので、とにかく不服の内容を的確にとらえ、誠心誠意説得に当たって同意を得るように努めてほしいと考えております。

次に、地盤対策のことでございます。

地質調査をした結果を踏まえまして、宅地として木造2階建て程度に相当する1平米当たり3トンの荷重に耐えうる地盤にするため、盛土荷重による圧密沈下工法を採用し施工しております。そして、盛土により、設定された高さまでの沈下後、残った盛土を撤去し、宅地については碎石により整地し完成することになります。

なお、保留地を購入していただき現在建築中の住宅につきましても、基礎については一般的な工法で施工されており、地盤対策の効果を証明しているものであり、耐震性は確保されているものと考えております。

木の下地区の地盤については確かに泥炭層はありますが、それらは他市町の地域でも一般的に見られるもので、その下にある硬い礫層の支持基盤は、むしろ他市町の区画整理地区よりも浅い位置にあり、よい地盤だと思っております。

市にとりましても、まちづくりと市勢発展のためにも大変重要な事業でありますので、木の下土地区画整理事業の成功に向けて、組合と一体となり、今後とも全面的に支援してまいりたいと思っております。

以上です。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 1 問に対する答弁いただきました。

私の提起した問題意識と一致するものでありまして、さらに議論や理解を深め合うという立場から 2 問に入りたいというふうに思います。

一つは、2 問についても端的にお尋ねをしたいと思います。一つは、南北の幹線道路である木の下地区の落衣島線の整備について、これを、優先をして進めたいというふうな形であったわけでありましてけれども、具体的にお尋ねをしたいと思います。

19 年度の実施計画では、木の下地区区画整理事業費が平成 15 年から 22 年度まで、まちづくり交付金事業が 18 年から 22 年までとなっています。落衣島線の整備は何年度にできる予定なのか。22 年度までの実施期間はありますけれども、何年度にあの区間の道路ができ得る予定なのかお尋ねをしたい。また、その落衣島線の関係については、費用はどちらの方から出るのかお尋ねをします。

二つ目には、東西の幹線道路となる下釜山岸線について伺います。これも、実施計画では実施年度は平成 17 年から 24 年度にかけ、総事業費 9 億 500 万円で、七日町から中央通りまでの区間 340 メートルを整備するとなっています。そこで、先ほどの 1 問の答弁では早急に小学校前の通りまで手がけたいというふうな答弁もあったわけでありましてけれども、24 年度まで中央通りまで完了できるのかどうか。その見通しについて伺いたいと思います。

また、先ほどは工区分をするような、に私は理解をしたんですが、寒河江小学校の学校通りまでの完了年度は何年になる予定なのか、お聞かせをいただきたいと思います。この道路は、大型スーパーが進出する上で大きくかかわる要因でもあろうというふうに私は思っていますので、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、三つ目は、落衣島線の工区と未同意者の関係です。南側の仮換地を予定している 18 年、19 年度の分、ことしの 4 月までの分については不服申し立てもなかったというふうな 1 問目の答弁でした。しかし、20 年 3 月に予定される部分が道路の築造もなかなか大変。それから、未同意者も土地所有者の同意がおくれているために北側からの整備、越井坂の方からの整備がおくれているのではないかというふうに思うんです。従って、落衣島線についても、先行して整備をできなくなっているのが、この同意がおくれているためではないのかというふうに思われます。

したがって、現在どうなっているのかわかりませんが、私が質問を通告した時点では、私のもとに本来この事業に積極的に協力をし、リーダーシップを発揮していただけるべき元県議会の議長や、市の観光協会の会長などが換地方法などをめぐって合意が得られていないというふうなお話も聞かされました。

したがって、これは間違っていれば訂正をさせていただきたいんですけども、事実であるならば、やっぱりここが一番ポイントになっているのではないかなというふうに思いますので、市長みずからが、これらの未同意者と言いますか合意がまだできていない方々に対して、積極的に協力要請をすべきだと私は思うんです。

この事業の成否は、事業計画に対する全地権者の合意が得られるかにかかっているというふうに私は思う。法律上は、先ほど 1 問目で答弁ありました。不服あった場合には 60 日以内に知事に不服申し立てをするというふうな。しかし、事業そのものは続けてやれるんだというふうなお話でありますけれども、

私は、こういう見識のある人たちが、まだ合意できないのであるとすれば、何が問題なのか、もっともっと話し合いをすべきだというふうに思うんです。

そして、全体的な合意を得て、この事業というのは向こうの方から、越井坂の方からも道路を早急につくって、あの道路をつなぐと。そして、現場を見られるような状況をつくることが重要だというふうに思いますので、このことについて市長の御見解をお聞かせをいただきたいというのが三つです。

四つ目には、地盤の耐震性についてでありますけれども、このことについては、建築確認に際して耐震にかかわる手続が変更されたことや、政府の地震調査委員会が先月発表した山形盆地断層帯の再評価で、寒河江市を基点に南北に区分されること。そして、北部の方が今後30年間の発生確率が最大で8%というふうに、これまでより1ポイント高くなったことなどから、土地を求める人の関心や不安がまた高まっているんですね。したがって、先ほど1問目で答弁あったようなことを、やっぱり積極的に周知をしていくということが必要だというふうに私は思うんです。

そういうふうな、地盤の問題についてマイナス的な要因だからちょっと触れないでいこうというようなことではなくて、積極的に調査した結果の土壌と対策した結果、そして1問目でもお尋ねしているんですけれども、その結果耐震性はどのように確保されたのかということ、やっぱり科学的に土地を求める人に教えていくということが今必要なのではないかなというふうに思いますので、そして安心と理解を得るべきだというふうに思っています。このことについての見解を求めまして、第2問といたします。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午前10時55分とします。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前10時55分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点かの御質問がございました。

完成年度でございますけれども、落衣島線につきましては、先ほども答弁申しあげましたように、天童街道の方の道路の広いところまでは、1年繰り上げて20年度までにやるというように決めたところと、このように伺っております。

それから、下釜山岸線につきましては、これは、これまで実施計画等において、市において発表しておるところでございますので、その線に沿って計画に向けて整備するように努力してまいりたいと、このように思っております。

それから、未同意者の関係がございました。西根街道の方から工事を進めてきたというのは御案内かと思えますけれども、西根街道の側の方は、保留地の数が非常に多いわけございまして、区画整理の地域の状況を見ましてもおわかりかと思えますけれども、そういうことで、区画整理した、そして仮換地を早く進め、そして分譲処分と、こういうことになるわけでございますが、なるべく早く保留地処分ができるような方からということで、西根側の方から事業も進め、あるいは分譲も早めてきたとこういふことでございます。

それから、未同意者に対して説得に当たることがなお必要でないか、時によっては市長もそれに出ていって未同意者の御理解を得るような話ございましたけれども、まずは第一義的には施工者でありますところの組合の方から積極的に働きかけてもらいまして、組合の方から要請があれば、私も市の大事業でございますし、新しいまちづくりがこのように必要なことなどを理解してもらいながら私も行くことにはやぶさかではございません。

それから、地盤対策でございますけれども、圧密沈下法ですか、それを1問でも答弁申しあげましたけれども、これらに対しましての十分な計画と十分な施工方法を取りながら地盤対策には臨んでおるわけございまして、現在におきましても、建築していらっしゃる方もいらっしゃるわけでございますけれども、問題なく進められておるものとこのように思っております。

以上でございます。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 大分、2 問目で理解がさらに深まりました。

それで、逆に地盤の方の関係からですけれども、努力されているのは十分わかります。したがって、その結果について、土地を求めようとしている人たちに、あるいは市民を含めて周知をするということが極めて重要だというふうに思いますので、これ、ぜひ組合の方にそういう立場での指導をしていただきたいし、あと、行政自体もそういうふうにしていただきたいということを重ねてお願いをいたします。

それから、未同意者の関係、ぜひ、もちろん組合が主体ですけれども、市の大きな事業で、都市計画道路落衣島線や下釜山岸線などは、市の都市計画道路でもありますので、ぜひ行政としても、その長として市長も積極的に合意形成できるように取り組みをさらに強めてほしいということを申しあげておきます。

それは実際問題として、私もあそこ何回か行っているんですけれども、今、1 期、2 期分の保留地分譲しているわけですけれども、越井坂の方から行けば、農道をずうっと行って車も交差できないという状況、そしてその区画整理した前まで行って、それからが今度ずうっと西の方に行ってあの家際をずうっと狭いところを抜けて行って、西根小学校の通りまで行ってからでないとか中に入ってきて見られないという、こういう状況は早くやっぱり解消すべきだというふうに思うんです。

したがって、そのためにも、やっぱり未合意者というか同意者というか、そういう方々に対して理解を得る行動をすることによって、その道路が早くつくられるものというふうに思います。

あと、やっぱり心配されるのは、その道路がきちっとできないということ、あるいは下釜山岸線も24年度までにこの市役所の通りまでつくる実施計画になっているわけでありましてけれども、先ほどの答弁では市長は努力したいと、もう計画がそういうふうになっているんだから、その実現に向けて努力したいというふうにおっしゃられるわけですけれども、こういう財政状況、経済状況、国の方からの補助の出ぐあいなども現実的なものがあるわけです。したがって、本当に24年までできるのかできないのか、この辺の見通しを組合の方に正確に伝わらないということ、市からは24年度まで来るんだと言って、それだどこの中央通りからも大きい道路につながる。だということ、大型スーパーなどへの買い物客の足も確保されるというふうに見ていくのと、それがまたさらにおくれるというふうになるということ、いろいろ組合自体の計画にも影響が出てくるのではないかと。

ましてや、大型店舗の部分というのは、1 町 2 反、一升です。中に全然、道路も何もないわけでありましてから、もし変更のある場合など、大きく変わってくるというふうなことなどもありますので、組合自体が後で困るなどというふうなことのないように、十分な意思疎通を図りながらやっていくことが行政としての極めて重要なことであろうというふうに、私は今現在心配されるものですから、本当に24年度で大丈夫なのか、その見通しが、努力するのはわかります。だけれども、厳しいのであればその旨が組合に伝わっていないということ、後々に困るようなことがあってはならないという立場からお尋ねをしているということを御理解をいただいて、ここでできないにしても、内部で検討して、そしてもし万が一そういうふうなことが想定されるのであれば、組合との十分な意思疎通を図りながら、組合自体が後で困るようなことのないように、特段の配慮をお願いをしながら、そういう立場での発言をして3問にしたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほども申しあげましたように、24年度までの見通しでございますけれども、これは組合におきましても十分了知しておるわけでございますし、それを的確にスムーズにそれに向けて整備ができるようにということは、組合のみならず、本市としまして、そのまちづくりにおきましては必要なことでございますから、計画に沿った整備というものができるようにとこのように思っております。いろいろおっしゃるように、国からの補助なり、あるいは県の負担金なり、あるいは市の財政事情と、これはありますけれども、本市にとっても、あるいは組合にとっても大事業だということからしまして、計画に沿った整備というものができるようにということであります。

それから、当区域内の地盤の問題、これは何も十分これまでも周知しての努力は払ってきておるわけでございますし、何もこの地盤がどうのこうのということにつきましても、いわゆる対応というものは、十分分譲を受ける方につきましても了知して、そしてそれに向けた組合の対策というものが本当に十分な対策をとっておるんだというようなことにも、これは御理解を得ていただいておりますということを私は思っておりますけれども、なお一層、これらにつきましても意を配ってまいらなくてはならないとこのように思っております。

それから、市長がなお一層未同意者に対しましても合意形成を図っていけど、こういうような御注文でございますけれども、それは、私としましては先ほど答弁申しあげましたように、一向に未同意者に接触して御理解を求めるとなるとやぶさかではございませんし、組合としても精力的にその辺には取り組んでいらっしゃるわけでございますので、市長としての私も努力は惜しまないということと、御理解に向けての私としての努力は払ってまいりたいと、このように思っておりますのでございます。

なお一層、これまで土地区画整理組合と連携を密にして、組合も先ほど答弁申しあげましたように、事務所を移転して、保留地処分を求める方々に対しての現地での説明などもやりやすくということもありますし、取り組んでおりますし、また、事務局を指導するところの局長も配しておるわけでございます。その取り組み方というものは、十分、組合のみならず地権者等々にも御理解をされてきておるんだらうと、このように思っておりますのでございます。

以上です。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 当局も努力されていること、十分わかります。しかし、私、問題提起したこと、現状を直視した場合という部分がありますので、これから執行していく上で、十分担当課としても配慮して、あるいは市長にも問題提起した部分について改めて受けとめていただいて、執行に当たっていただきたい、ということを最後に申しあげて私の質問を終わります。

松田 孝議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号11番、12番、13番について、12番松田 孝議員。

〔12番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 私は、日本共産党と通告内容に関心を持つ市民の声を踏まえて、以下通告順に市長に質問いたします。

最初に、通告番号11番、電磁波の危険性について伺います。

世界的にIT化が急速に進行する中で、私たちの生活において電磁波とのかかわり抜きに生活は成り立たないほど、いろいろな電磁波があふれていると電気事業者は言います。確かに、周辺を見渡せば、電力の高圧線や電波塔から発するもの、日常生活で使用している電子・電気機器などから発せられる目に見えない不要な電磁波が、多種にわたって存在しているのが現状であります。

今回、陵西地区の臥竜橋町内に、新白岩変電所（仮称）新設計画がことし2月に電気事業者から町内会、地権者などに示されました。8月には安全基準なども含めた説明会が行われました。説明によれば、送電線の下での電磁波の値は、世界保健機構のガイドラインをはるかに下回る値で、電力設備から発生する電磁波は、人の健康に影響しないと言い切っています。つけ加えて、家電製品を使用することの方が高い値になると説明されました。

しかし、最近の新聞報道やマスコミからの情報、さらには国会の質疑からも、慢性的な電磁波を浴びることで健康に悪影響が懸念され、全国的に問題提起や移転をめぐる訴訟まで起きています。

そこで伺いますが、送電線鉄塔や、変電所、また、携帯電話用基地局の設置をめぐるトラブルが発生した場合、本市ではどのような対応をしていくのか伺います。

また、現在は人体への影響が不透明であることから、疑わしきは回避せよという予防原則を重視し、さらには住民の不安を払拭させるために設置場所の変更要請を電気事業者に求めていくことも必要と考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、農業振興について質問いたします。

さきの台風9号の影響で、山形県内で約21億円の農産物被害が出たことに対し、心からお見舞いを申しあげたいと思います。

本市の主力作物であるさくらんぼは、春先の異常気象が響いて記録的な不作となり、収穫量は地域差や個人差もありましたが、市全体としては平年の約65%であったようです。これらの原因は、異常気象の影響もありましたが、ほかに、受粉樹の不足や、日ごろの栽培技術なども要因として考えられると農家の声です。

一方で、寒河江市では、収益性が高い紅秀峰の栽培を推奨していることで、他の果樹からの切りかえや、水稻からの転換が図られています。2005年度現在の結果樹総面積は、408ヘクタールと右肩上がりに拡大してきています。寒河江市管内の主要なさくらんぼ結果樹面積は、2005年統計で佐藤錦が315ヘクタールで全体の77%、ナポレオンで62ヘクタールで15%、高砂15ヘクタール、それに紅秀峰、紅さやかなどを合わせて16ヘクタールとなっています。

こうした栽培状況の中で、17年度から、紅秀峰の新植拡大運動が県の補助事業を活用しながら推進してきました。その目標は、平成19年度までに市全体で50ヘクタールと掲げてきましたが、その結果は目

標を大きく下回りました。この原因は、一つは紅秀峰の栽培が、佐藤錦とは栽培方法も違い、管理作業に大きな労力が必要なことです。二つ目には、同時に高品質のさくらんぼでなければ市場価格が極端に低下することです。三つ目として、収穫時期が他の果物とかち合うことで、一般的な贈答品としての販路が縮減してしまうなど、将来的に不安定な要素が山積していること。さらには、担い手が高齢化していることから、規模拡大や新たな新植を見合わせるという現実的な問題も起きています。

そこで伺いますが、今回の紅秀峰新植計画での目標面積が大幅に下回った原因は、どのように分析されたのか伺います。

次に、昨年度に示された実施計画では、紅秀峰里づくり整備補助事業を来年度以降も事業化を図っていますが、18年度の結果を踏まえた中で具現化は困難と考えますが、今後の事業化について市長の見解を伺いたいと思います。

次に、ミズナラなどのナラ枯れの被害の防止対策について伺います。

我が国は、国土の3分の2を占める森林大国であります。もし、この森林がなかったら、世界でも有数の雨量の多い国である日本では、大雨が降れば山々は火山岩類が多いことから崩壊し、泥流、洪水などで山間地はもちろんのこと、平野部の田畑や住宅地まで大惨事となることが懸念されます。そのために、森林は文字通り国民の生活に欠かすことのできない大切な財産であり、特にナラ類は里山を形成する上で最も大切な樹木となっています。

森林の異常に気づいたのは、先日、研修で新潟県に行った際に、車窓から見る山々が赤茶けて見える状況が延々と続いていたことです。同乗者から、「もう紅葉か、今年は暑いから早いのか。ところで、あれは何の木だ」と尋ねる声もありました。現実には、季節外れの紅葉ではなく、葉もつけたままで立ち枯れしているミズナラでした。広大な感染被害のすごさは、過去に見たSF映画の光景と重なりました。

この原因は、通称ナラ菌が樹木内に繁殖し、水分を吸い上げる機能が失われたために、木の葉をつけたまま立ち枯れするのが特徴です。そのナラ菌を運び、被害を蔓延させる犯人は、木に穴を開けて入り込む体長5ミリメートル弱のカシノナガキクイムシです。この害虫が集中して入り込むことで、枯れる可能性が高いと言われています。現在、松くい虫被害は日本列島を北上していますが、それに歩調を合わせるように、集団で枯れるミズナラ枯れが日本海側を中心に感染被害が広がってきているのが実態であります。

県内でのナラ類枯れは、1958年に確認されていますが、当時は炭焼き燃料などのために頻繁に伐採が行われ、森林の更新が繰り返されたことで、病害虫の発生が抑制されてきたようであります。感染被害の広がりには、国が1960年代に木材の輸入自由化を実施したことにより、新たな病害虫が入り込んだこと、安い輸入木材の影響で国産材の需要が減り、価格低迷が続いたために、森林所有者は経営意欲を失い、森林林業を荒廃させたことが要因となりました。

その結果、感染爆発が起こり、広大な松林が次々と消滅し、最悪の事態となったことは記憶に新しいところであります。その余韻もさめない中で、県内でもナラ枯れ被害が拡大しつつあります。報道によると、県内のナラ枯れは、1997年ごろから旧朝日村を中心に、庄内地方で急増し、2002年には最上地方に、さらに2004年にはお隣の西川町の山地で被害が確認されたことから、本市においても感染被害を危惧する声が上がっています。これまでのように、森林の荒廃や病害虫の異常発生などに対し、森林所有者任せではなく、行政みずから被害調査や予防・防除対策など、適切に指導を行い、国土の保全を図っていくべきと考えます。

そこで伺います。最初に、本市におけるナラ類枯れの被害状況と、監視体制について伺います。

2点目、集団ナラ枯れの原因となっているカシノナガキクイムシの駆除は、タイミングとスピードが要求されますが、予防・防除対策はどのように対応していくのか伺います。

3点目、これらの駆除事業に対し、国、県の補助制度が確立されているのか、また、市独自の支援対策はどのように検討しているのか伺います。

4点目、集団的ナラ枯れは、一時期の松くい虫被害と比較すると、自然環境や生物の生息環境のバランス自体が崩れる心配があります。特に、山の保水力が失われ、災害に直結する可能性をはらんでおり、その影響は格段に大きくなるのが森林関係者においても懸念をされています。初期対策として、関連機関と連携し、各地域で防除技術研修や、森林管理について講座を開くなど、きめ細かな対策が必要と考えますが、見解を伺います。

最後に、森林が荒廃していると言われてから久しくなりますが、寒河江市の総面積の51%を占める森林地域の振興策を、これまでの反省を含め、具体的に考える時期に来ていると思われ、ナラ枯れの被害防止策の一つとして、木を再生させることも一つ的手段として有効な方法であると研究者は述べています。そのために、計画的な伐採事業の促進や、山の恵みを活用しながら循環型の振興策を設け、森林の再生を図っていくべきと考えますが、市長の見解を伺い、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、電磁波の件でございます。

本市においては、土地利用に関して、市民の良好な生活環境及び公益性の確保を図ることを目的に、副市長ほか関係13課で構成しますところの寒河江市土地利用対策連絡会議を設置しております。事業者から施設等の設置及び土地開発をするための申請があった場合、施設や開発の内容に応じて会議に諮ることとしておりまして、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の変更に関する事や、農地法に基づく農地転用に関し、用途が工場、倉庫、病院、大規模な店舗等に類するもの、都市計画法に基づく開発許可に関し、3,000平米以上の開発、それから、建築基準法に基づく特殊建築物の確認申請、さらには砂利採取法や砕石法に基づいた砂利や砕石、そして山砂の採取についての協議等について、当該会議を開催いたしまして、庁内において調整協議を行っております。

協議する事項としましては、土地利用計画、埋蔵文化財の保護及び公共事業との適合性を初め、道路の取り付けや配置、そして事業開始後の交通安全対策、公園緑地計画、給水施設や排水施設、防災、公害、環境衛生などのほかに、地域住民との協議や同意書の有無などについても確認を行うなど、適正な土地利用を図るための協議項目としております。

また、送電線や携帯電話の鉄塔等の中高層建築物につきましても、寒河江市中高層建築物等に関する指導要綱を定めまして、建築に伴って発生する電波障害等及びこれに伴う紛争を事前に防止し、良好な居住環境の保全に努めておりまして、また、建築主等が近隣居住者等に対し標識の設置による計画の周知や説明会の開催への速やかな対応などについても定められておるわけでございます。

このたびの、(仮称)新白岩変電所の新設工事については、東北電力株式会社では、事業を実施するに当たりまして、平成17年11月ころから予定候補区域でありますところの市西部地域における土地利用計画や、農用地利用区域などの法規制や、埋蔵文化財の有無、土地改良事業の実施状況などを調査するとともに、本年1月に地元町会への地区説明会を開催し、地域住民からの理解をいただき、今回の新変電所の建設箇所選定に至ったものと聞き及んでおります。

このような事前の調査を経て、東北電力株式会社から、本年6月、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更、いわゆる農用地区域からの除外でございますが、その変更に係る申し出が市に提出されましたので、当該案件について寒河江市土地利用対策連絡会議を開催し、関係各課から所管する事項について意見を集約した結果、計画内容については特に問題がなかったものの、円滑な事業の進捗のためには、事業の理解を得られるよう、住民への説明の徹底を事業者に指導するようとの意見がまとめられましたので、東北電力に対してその旨申し伝えているところであります。東北電力では、今後についても地区の方々に十分な説明を行い、理解を得た上で進めていくとのことでありました。

また、最近になって、御質問の電磁波について地域住民の一部の方が不安を持たれているということから、地元町会から東北電力に説明会の開催を求め、8月に説明会を開催し、不安の解消に努めていると聞いておりますし、今後も引き続き説明会を開催し、地域住民の理解を得られるよう努めることとされているようであります。

このように、事業用施設などの設置や土地開発等に関し、市民の良好な生活環境及び公益性の確保に

努め、また、中高層建築物の建築についても、紛争の事前防止と良好な居住環境の保全に努めているところであり、市内において事業が進められる際には、地域の了解を得ながら事業が進められ、未然に問題の発生がないように努めているところであります。

次に、変電所の建設計画とか、あるいは設置場所の変更申請というようなものに対しての市の見解、市長の考え方はという御質問がございました。

最初に、電磁波について述べさせていただきたいと思います。

電磁波というものは、御案内かと思いますが、送電線やケーブル、住宅の配線や電気製品の内部など、電流が流れるところには存在するものとのことでございます。また、このような電磁波にさらされることによりまして、健康に悪い結果を生ずるのではないかという疑問が提起され、多くの研究がなされてきております。

世界保健機構（WHO）では、電磁波の健康への影響を調査するため、国際電磁界プロジェクトを立ち上げまして、本年の6月18日に電磁界と公衆衛生超低周波の電界および磁界の暴露についての見解が示され、健康への影響について公表されたところであります。

これによりまして、短期的影響として、高レベルでの急性暴露による生物学的影響は確立されており、非常に高い強度では神経や筋肉が刺激されたり、中枢神経系の神経細胞の変化があると言われております。潜在的な、長期的影響としましては、電磁波による長期的な影響を調べた科学的研究の多くは小児白血病に焦点を当ててきたものであり、小児白血病との因果関係が認められるような強いものではないというものであります。また、小児白血病との関連についての証拠が弱いことから、暴露低減によって、健康上の便益があるかどうか不明であると述べておられます。

WHOの見解を受け、東北電力では短期的影響については電力施設から発生する電磁界の大きさは国際的なガイドラインに示した値に比べて十分に低いことから、健康に障害を及ぼすことはないと判断しているようであります。

また、長期的影響については、国内外の機関で検討評価されて得られました、居住環境における電磁界による健康への影響は認められないとの結論と変わるものではないとのことから、これまでどおり、電力設備から発生する電磁界が健康に害を及ぼすことはないと判断しているようでございます。

国においては、本年6月に経済産業省に電力設備電磁界対策ワーキンググループが設置され、送電線などの電力設備から発生する電磁界の一般公衆に与える健康影響を対象として、国内外の研究、国際的な規制の状況、WHOの環境保健基準などを踏まえた規制のあり方、講ずるべき対策等について検討されております。

本年秋ごろまでに4回にわたって会議が開催され、報告書として取りまとめられることとなっているようであります。8月20日にも、第2回会議が開催され、今月にも第3回の会議が開催されることとなっております。3回目では、規制のあり方について審議されることとなっておりますので、国における対策や、規制などが示されるものと聞いております。

御質問の（仮称）新白岩変電所についてでございますが、東北電力株式会社によりまして、現在寒河江市西部地区周辺への電力供給は、白岩発電所からの配電線によって供給されております。白岩発電所は明治33年から稼働している山形県最古の水力発電所であり、老朽化が否定できないことや、全面改修をするには用地が狭小で、土地の利用状況から新たな送電線の引き出しが困難な状況にあるとのことであります。

また、自然災害や大規模地震等の災害発生時に、市西部地区においては送電停止の被害が懸念されることや、市西部地区の宅地化の進展や、今後の発展による電力需要の増加への対応を図るとともに、近接の既設変電所とのループ化により、電力供給区域が中央工業団地や市街地にまで拡張でき、電力の安定供給と供給力確保、供給信頼度の向上のために、市西部地区の電力需要の中心である当該用地に変電所を新設しようとするものと伺っております。

新しい鉄塔の工事につきましては、既存の鉄塔用地に隣接させ、より少ない鉄塔数で建設することや、鉄塔の高さについても、これまでよりも高くするなどの対策もとられているようであります。

市では、これまでも地域の住民が電磁波に対して不安を抱いていることにつきましては、既に東北電力に対し、地域に十分な説明を行い、不安の解消に努めるよう要請しておりますが、今後においても国からの報告書が示された時点で、市と地区住民の方々に対して、十分な説明をしていただくよう求めていきたいと考えております。また、報告書の中で、市としましても電磁界に関する規制や対策等について、検討する必要があるれば土地利用対策連絡会議を開催し、庁内において協議を行い、東北電力に対してその旨申し伝えてまいりたいと考えております。

このことから、市といたしましては、変電所の設置場所の変更を東北電力に要請していくなどの対応は、現時点では考えていないところであります。

次に、農業振興ということで、紅秀峰の里づくりについての御質問がございました。

本市のさくらんぼは、農業の基幹作物として、また、生産者と関係団体、市民、行政が一体となり、まちづくりのシンボルとしてその振興を図ってまいりました。

また、紅秀峰につきましては、さくらんぼの産地間競争が一層激化する中で、他地域との差別化を図り、本市の新たなブランド品として、寒河江の紅秀峰の確立を目指し、農協が目標に掲げている平成17年度から平成19年度までの3カ年間で50ヘクタールの新植を目指し、農協、県、生産者と一体となって、その作付拡大に取り組んでまいりました。

その結果、これまでに平成17年度と、平成18年度において、県単独事業である小規模畑地化整備支援事業を導入いたしまして、心土破砕や、土壌改良等の土地基盤整備と、苗木の導入をセットで実施することによりまして、この2カ年間で約9ヘクタールの転作田への紅秀峰の新植と団地化がなされておるわけでございます。

しかしながら、今年度におきましては、寒河江市さくらんぼ部会を中心とした希望者取りまとめの努力も実らず、残念ながら事業実施に至らず、新植面積も目標面積である50ヘクタールに及ばなかったものであります。

この原因についてでございますが、一つには、小規模畑地化整備支援事業の採択要件が1団地の面積が20アール以上となっており、1カ所でのまとまった面積の確保が困難であったことと思われれます。

二つ目には、生産農家の高齢化などによる労力不足の問題があると考えております。これは、さくらんぼ栽培農家も高齢化が進んできている中で、新植した紅秀峰が収穫可能となるまでには5年ほどかかることもあり、収穫時期が到来した時点で、それに見合うところの労働力確保の見通しが立たない場合、新たな投資をしてまで規模拡大することについての決断ができなかったこともあろうかなどこのように思います。

三つ目でございますが、紅秀峰の栽培技術については、現在県の農業技術普及課や、JAさがえ西村山の営農指導員により各種講習会を通じてその普及が図られているところでありますが、紅秀峰の特性、

いわゆる豊産性から、薬剤による摘花など、省力栽培の技術については現在も研究中であり、これらのことも原因として挙げられるのではないかと考えております。

次に、今後の事業の取り組みについてでございますが、さくらんぼの里寒河江の地位を確固たるものに維持発展させていくためには、大粒で糖度が高く、日持ちもよく、収穫時期も御案内のように佐藤錦と重ならない高品位のさくらんぼで、紅秀峰の新植拡大による寒河江の紅秀峰の確立は必須条件でございます。そのためには、生産者がこの事業の実施について抱えている不安というものを一つ一つクリアしながら、引き続き紅秀峰の新植拡大に努めてまいりたいとこのように考えております。

その具体的な対策についてでございますが、1団地20アールの面積の確保については、自己所有地以外については、隣接土地所有者との合意形成や、市内各地区に設立された農用地利用改善組合による農地の利用調整などを行っていただきながら、事業の実現に結びつけていきたいと考えております。

また、この1団地20アールの要件というものを、10アール程度に緩和していただけるよう県に対して要望してまいりたいと考えております。

また、労働力の確保の問題についてでございますけれども、現在、農協が行っておりますところのアグリヘルパー制度について、作業内容を栽培管理作業まで拡大することや、さらに広範囲にヘルパーの確保が可能となるよう、募集方法の見直しなどについてもお願いしてまいりたいと考えております。

さらに、小規模畑地化整備事業は、農業後継者を中心に構成する生産組織を事業主体として、団地化を図りながら実施することとなっていることから、管理作業については、可能な限り共同作業による効率化を図っていただき、あわせて、低木栽培等を含めた省力栽培技術の確立による労働力の削減に努めてもらいたいと考えております。

さらに、紅秀峰の安定出荷を図るためには、それに応じた販路拡大の取り組みが重要と考えており、ことしの7月5日から6日の二日間にわたり、特に紅秀峰の関西方面への新たな販路拡大を図るため、寒河江市さくらんぼ部会長、さがえ西村山紅秀峰研究会会長初め、県、市、農協など、関係者が参加し、私、市長と、さがえ西村山農業協同組合長による大阪中央卸市場及び阪神百貨店でのトップセールスを行ってまいりました。市場関係者からは、期待の品種と印象もよく、今後市場関係者からいただいた貴重な意見など、トップセールスの結果を生産者に報告しながら、また、これらの対策を講ずることにより、寒河江の紅秀峰の確立に向けまして、市、県、農協、生産組織、生産者が一体となり、さらに推進してまいりたいと考えております。

次に、ナラ枯れについて答弁申しあげたいと思います。

初めに、本市におけるナラ枯れの被害状況と監視体制をどのように強化していくかについてでございますが、現在のところ、ナラ枯れによる被害は確認されておりません。また、監視体制については、県においては平成17年度に拡大しつつあるナラ枯れの被害を収束させるため、緊急かつ計画的に総合的な防除を推進することを目的とした、西村山地域ナラ枯れ被害対策推進連絡協議会が設立されており、その関係機関である国、県、市町、森林組合等が連携した管理体制を整えたところでございます。

次に、ナラ枯れの原因となっているカシノナガキクイムシ、通称カシナガの予防・防除対策についてでございますが、現在、枯れないための決定的な予防方法は見つかっておりませんが、ナラ枯れの防除は、被害発生初期の段階では比較的容易であります。数十本以上の被害が発生した後では、人的・資金的な問題から、有効な防除を行うことが難しいものになってしまうことから、被害の発生を迅速に把握し、初期の段階で防除を行うことが最も重要であります。

また、防除後も近隣の被害地からのカシナガの飛来や、防除し切れなかった部位から脱出したカシナガの存在により、直ちに被害がなくなるとは限らないので、ナラ枯れの防除を実行するには、少なくとも数年間は毎年数本から十数本の枯死木の防除を行う必要があると考えております。

その予防・防除方法としましては、被害木の樹幹下部にドリルで穴をあけ、薬剤を注入し、カシナガを殺虫し、カシナガが媒介した菌、通称ナラ菌と言っているようにございますが、そのナラ菌の拡散を抑制する薬剤注入があります。また、被害木を伐倒、玉切りにしたものとあわせて、伐根部分もシートに包みこんで薫蒸処理をする伐倒薫蒸の方法もあります。

さらに、山形県森林研究研修センターでは、新しい予防・防除方法として、健全木を枯らさないために、カシナガが穿入しやすい地上ゼロから150センチメートルに、キクイムシ用登録農薬殺虫剤を噴霧器で散布し、その樹幹の上部の地上150センチメートルから200センチメートルに建築用接着剤をスプレー散布する予防方法と、カシナガが生息している枯死木の地上ゼロから150センチメートルに、キクイムシ用登録農薬殺虫剤を散布し、接着剤をその後もスプレー散布する防除方法を開発しているようにございます。

これまでのところ、どのような状況でも確実な効果を発揮するナラ菌の殺虫剤は開発されていないため、媒介者であるカシナガを殺虫し、ナラ菌の拡散を最小限に抑えることが現実的な防除対策となっております。

次に、駆除事業に対する国・県の補助制度と、市独自の支援対策についてでございますが、国の補助制度としましては、平成18年度から平成20年度までの3カ年において、民有林等におけるナラ枯れ防除を図るため、市町村が実施主体となつて行う政令指定病害虫等駆除事業、補助率が国が50%、県が25%があるわけでございます。また、県の補助制度といたしましては、森林病害虫の被害林について、ボランティア等の協力を得ながら、被害木の駆除や予防措置などを行い、里山林の健全な育成を図るため、市町村が実施主体となつて行うところの「わいわいみんなで道端森林整備事業」、補助率が県が50%であります。市独自の支援対策については、国の補助制度が平成20年度までとなっておりますが、これ以降も継続していただくよう、要望してまいりたいと思っておりますので、独自の支援対策は必要ないものと思っております。

それから、関係機関と連携した防除技術研修や、森林管理についての講座開設などについてでございますが、平成16年度に西川町でナラ枯れが発生したことを受けまして、翌年に西村山管内の市町と、国、県、森林組合等からなる西村山地域ナラ枯れ被害対策推進連絡協議会が設立されており、この協議会が中心となり、年1回の研修会が開催されております。今年度は、今月の12日に西村山地域のナラ枯れ発生状況調査とあわせて研修会が開催される予定でございます。

次に、計画的な伐採事業の促進、いわゆる販路拡大や山の恵みを活用しながら循環型の振興策を設け、森林の再生を図っていくことについてでございますが、ナラ枯れは、比較的高齢、いわゆる40年から50年以上で、大径の樹木が多い広葉樹で発生することから、計画的な伐採及び伐木を、炭やチップ、それからペレットストーブの熱源などとして利用することにより、森林の再生を図っていくことは有効な手段の一つと考えております。しかし、これらを実行していくためには、経費や労力及び採算性などの問題もあると思われまので、森林組合や地元関係者などによる十分な検討が必要であると考えており、現段階では今後の状況を見守ってまいりたいと考えております。

ナラ枯れは国土保全機能や水源涵養機能の低下、そして景観の悪化、動植物への影響などが懸念され

るものでございまして、森林の多面的機能の維持増進を図る上でも、極めて憂慮すべき問題でありますので、今後、被害の発生が確認された場合には、その拡大を最小限に食い止めるよう対処してまいりたいと思っております。

以上です。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩	午後	零時 00分
<hr/>		
再 開	午後	1時 00分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田議員に申し上げます。

残り時間 9 分 7 秒ですので、御承知おきください。

松田議員。

松田 孝議員 丁寧な御回答をいただきまして、感謝したらいいのかわかりませんが、今回の電磁波の影響については、いろいろ住民からの声の意見が当局に話が伝わっていない状況があると思います。

私、東北電力の関係者ともお会いして、直接この電磁波の影響についても話を聞きましたけれども、全く今回の市長の答弁は、電力の言い分とほぼ同じであります。

しかし、この20日のワーキング会議の結果を見ますと、やはり生物学的には研究の支持がないことには変わりないという結論も出ていますし、総合的な評価として、リスクも変わっていない問題が出ています。ですから、住民の不安というのは、やはりなかなか解決できない問題が一つあります。

そのことで、今回、このワーキングの会議の中でも示されていますけれども、一つは、これまでの科学を注視して研究プログラムを推進すべきだということと、もう一つは、低い電磁波の影響に対するいろいろな計画のプロセス、これについても産業界、あるいは地方自治体の市民との調整、調整と協議をこの中に一つ含めて実効性ある協議をしていくべきだということをサポートしております。

ですから、安全性は確保できないという現状は変わっていないわけですから、もう少し当局としても地元に入って、いろいろな意見を聞きながらこの電力業界とのいろいろな調整役に立ってほしいと思いますけれども、この辺について再度市長から答弁をお願いしたいと思っております。

それと、紅秀峰の関係ですけれども、非常に最初の目標から、9ヘクタールぐらいになったわけですが、非常に低くなったわけです。その要因としては、市長も言ったとおりでありますけれども、しかし、現実になかなか生産農家自身が前向きに検討していない中で、この計画を進めるにはちょっと無理があるんじゃないかと思えます。そういう計画そのものよりも、もう少しいろいろ、今農産物の資材からいろいろ高くなって、非常に農家自身も大変になってきております。ですから、この雨よけテントの補助を出すとか、あるいは、先ほども労力の問題でありましたけれども、アグリヘルパーの派遣、これについてももう少し西村山郡内だけではなくて、もう少し幅を広げて、山形市や、そういうところにヘルパー募集の広報を出してもらうなど、そういう手だてを考えていかないと、なかなか今現状、約15ヘクタール紅秀峰が植栽されていますけれども、それを守るのが必死のようですので、そういうアグリヘルパーの派遣を充実させていく、それが一つの対策かなあと思っております。

また、やっぱり紅秀峰の栽培にとって非常に困難なのは、樹種を変えてするわけですが、なかなか技術的には難しいところもあります。ですから、その辺の技術向上、そして品質向上、そういうことも十分に踏まえていかないと、やはり寒河江のさくらんぼという、一つの作物を推奨していくのに、ちょっと不安定かなと思えます。ですから、価格でももう少し上乗せできるような技術指導を今後進めていただきたいと思っておりますので、その辺について市長の御見解を伺って、私の質問を終わりたいと思いません。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 新しい、新白岩変電所のことでございますけれども、住民の不安を解消するということについては、私としましては当然取り組まなくちゃならないと、このように思っております、ですからこそ、施工者であるところの東北電力に対してどのような計画であるか、どのような考え方で進めようとしているのか、あるいは住民に対しましてどのような説明をやってくださったのか、というようなことを根掘り葉掘り聞いたわけでございますし、また、こちら側からも注文して、住民に対しては十分説得してくれよと、理解されるような話をしてくれよと、こういうことを申しあげて、それで、先ほど申しあげましたようにやっていただいたと、こういうことでございます。

これから、WHOの見解等が出されるわけでございますけれども、先ほども申しあげましたように、それに沿ったその報告書というものを受けて、さらに考慮しなくちゃならないような対策を講じなくちゃならないような問題が発生した場合には、十分私はこれを私の方としましては聴取したいと思っておりますし、当然、住民に対しましては、説明責任を果たしていただきたいとこのように思っております。

非常に、先ほどもお話がありました、電磁波というのは地球全体、宇宙全体にばらまかれておるといふものでございまして、電気かみそりから、携帯電話の果てまで、あるいはテレビから発信されるというように聞いておるわけでございますし、ですから、十分そういう対応というものは、国の段階におきまして、それらについての対応というものが事細かにこれから整備され、あるいは対応策についても検討、研究されるとこのように思っておりますので、十分踏まえた中で、これから施工者である東北電力におきましてやってもらいたいと思っておりますし、市でも、その報告書なりを十分注目して見てまいりたいとこのように思っております。

それから、紅秀峰でございますけれども、佐藤錦にプラスして、寒河江の紅秀峰と、こういうネーミングで、寒河江の紅秀峰というブランド品としてこれから生産し、また、販路の拡大に努めようと思っております。それにおきましては、やりたいことは、広げたいということも生産者はわかっておると私は思っておりますけれども、やっぱり、それを伸ばそうということになりますと、いろいろな隘路があるかと、このように思っています。

そういう意味で、拡張したいけれども、拡張できないような状態というのがあるかと思っております。そういう一つの場面では、おっしゃるように技術の面、あるいは労力が非常に手間がかかるということで、でも、佐藤錦とは時期が外れておりますので、佐藤錦の労力をさらに7月に入ってから紅秀峰に向けるといふこともありましようけれども、初期の段階での紅秀峰の栽培に対するところの施策が必要だろうとこのように思っております。そういう面でのアグリヘルパーとか、あるいはその他の技術面というようなことにつきましては、十分関係者と協議しながらこれから進めてまいりたいとこのように思っております。以上です。

鴨田俊廣議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号14番について、8番鴨田俊廣議員。

〔8番 鴨田俊廣議員 登壇〕

鴨田俊廣議員 私は、緑政会の一員として、また、多くの市民から要望のあったことにつきまして、私の考えも入れながら質問をいたします。

市長の前向きな答弁を期待するものであります。

その前に、このたびの台風9号において、果樹の落果被害に遭われた農家の方々に、心からお見舞いを申し上げます。今後の対応につきましては、関係各位の善処をお願い申し上げます。

それでは、通告番号14番、農業振興について、その1、さくらんぼ雨除けハウスの建てかえ等への補助について質問をいたします。

寒河江の顔、シンボルとは一体なんでありましょうか。それは、チェリーランドや慈恩寺、そして花咲かフェアや神輿祭りなども挙げられることと私は思います。市民の皆さんに問えば、もっとたくさんの事例を挙げることと思います。しかしながら、もう一つだけ挙げるとすれば、私はさくらんぼを挙げたいと思います。

ここ30年来、生食さくらんぼ、特に佐藤錦に対しては、その栽培面積や品質向上に、そして知名度アップに、市挙げて最大限努力してきたものと思っております。そのため、寒河江のさくらんぼ、特に佐藤錦は、本市のブランドになってきつつあります。ここ数年、生産は順調に推移してきたと、このように思っております。しかしながら、ことしのさくらんぼは、近年にない不作のようでした。反面、その分品質がよく、最後までしっかりしたさくらんぼでありました。それは、さくらんぼを栽培する農家の変わらない真摯な努力があったればこそと、このように思わずにはおられないところであります。

このように、常日ごろ努力している農家がたくさんいることで、寒河江のさくらんぼの評価が維持されていると、改めて思ったところであります。

御承知のように、良品質さくらんぼ生産の要は、防除や、常日ごろの栽培管理であります。そして、欠かせないのが、雨除けハウスであります。今や、栽培面積約400ヘクタールのほぼ8割に当たる、約310ヘクタールに、雨除けハウスの施設があると言われております。さくらんぼ農家は、過去30年にわたり大きな投資をしてまいりました。当然、行政も必要に応じて補助を出してきたことは御案内のとおりであります。補助があったればこそ、雨除け施設が進んだことは確かであります。しかしながら、現在、新技術や紅秀峰に関する補助はありますが、従来のような品種、例えば佐藤錦などに対する補助はなくなっております。

ところで、今ここに来て、高齢期に差しかかってきた多くのさくらんぼ農家にとりまして、大きな悩みが出てきております。雨除けハウスの建てかえをどうするか、という悩みであります。耐久年数が過ぎ、さび、腐食が進み、建てかえが必要なハウスが相当多く出てきているということでもあります。

高齢期に差しかかり、後継者がいないかまだ確定していない農家は、多大な投資をこの時点で行ってもよいのか、大いに迷うところであります。建てかえる費用が7メートル×7メートル基準で一基あたり約15万円ともいわれる雨除けハウスの建てかえに悩むことは、無理のないように思えるのであります。したがって、再投資をしないでこのままにして、近い将来さくらんぼ経営をやめようと思っている農家

がたくさん出てきていることも確かであります。その反面、行政の補助があれば、建てかえをしてもう少し頑張ってみようかという農家も結構いるものと私は思っております。

農家のやる気を後押しし、さくらんぼ生産の維持を図るため、市はこれに対し、改めて補助をすべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、有害鳥獣対策組織の育成について質問をいたします。

近年、自然界には不均衡が目立つようになりました。絶滅危惧種がふえたかと思えば、異常繁殖種も出てまいっております。大きくふえた動物や鳥は、その生活の場が人間社会と重なり合っております。その結果、多くの動物や鳥は、その個体や集団を維持するため、えさとして農作物を食い荒らすこととなります。

このことは、農業生産にとって大きな脅威と負担につながっております。現在、中山間地では、猿、カモシカ、クマなどによる動物被害が、そして平地ではカラス、ムクドリ、スズメなどによる鳥害が急激に広がっております。本市の果樹被害額を見ますと、平成17年では3,255万9,000円、平成18年では6,773万2,000円であります。平成18年の内訳で見ますと、鳥類の被害は3,219万4,000円、獣類のそれは3,553万8,000円であります。

今、個体数の適正化を図る駆除などの実効ある対策をとらなければ、被害はますます大きくなることは避けられないものと感じているわけであります。しかしながら、これは、一般民間人、もしくは民間の組織では、野生動物に関する法律などもあり、難しいものと思われまます。

この点、行政が率先して対策を行うなら、話は違うと思えます。行政主体の野生動物や野鳥の個体数の適正化を図る組織を、今こそつくり、育成し、農家の期待にこたえるべきとこのように思います。

そこで質問をいたします。

第1点、市は現在、有害鳥獣対策としてどのようなことを行っているのか。第2点、有害鳥獣対策組織を行政主体でつくり、育成していくことについてどのように考えているのか、市長の見解をお伺いいたしまして、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、さくらんぼの雨除けハウスの建てかえについての補助等についてお答えいたします。

さくらんぼの雨除けハウスの整備につきましては、これまでに、昭和50年代ころから県の単独補助事業でありますところの高速関連営農施設整備事業やら、それから国庫補助事業などを導入して整備が行われてきた経過があるわけでございます。

平成14年度から、国及び県の補助事業の制度が廃止されたことを受けまして、市単独の補助事業といたしまして平成14年度と平成15年度の2年間にわたりまして、面積で約5.3ヘクタール、補助金額総額約2,400万円を雨除けハウスの整備に対して助成を行ってきたのであります。その結果、現在、本市のさくらんぼの栽培面積の約8割について、雨除けハウスが整備されるに至っております。

これら、国、県補助及び市単独補助などによりまして整備された雨除けハウスについては、当初整備したものについては年数も経過いたしまして、更新の時期を迎えているということは御指摘の通りでございます。このような状況から、雨除けハウスの建てかえに対する補助ということでございましょうが、これまでの補助事業は、市の単独事業も含めて、露地栽培から雨除け施設への転換により、高品質の生産を目指す生産農家に対しまして、雨除けハウスを新規に整備する場合に限って実施しておりまして、補助事業により雨除けハウスが整備された生産農家は、高品質な安定出荷が可能となり、収益の増加が実現されてきたものと考えております。

したがって、雨除けハウスの建てかえにつきましては、これまでの収益金や、さらに農業近代化資金、それから農業経営基盤強化資金などの制度資金を有効に活用していただきながら、生産者みずから対応していただくことが基本であると考えておりますが、寒河江市が今後とも日本一のさくらんぼの里として全国一の一大産地を継続していくためには、財政事情というものを考慮して、明年度以降において何らかの補助制度を考えていきたいと思っております。

また、現在、市、農協、県、それから生産者が一体となって取り組んでおりますところの、先ほどから話になっております寒河江の紅秀峰、これの確立及び産地形成のための、紅秀峰につきましては高品質高規格さくらんぼとしてのブランド化を図るためにも、雨除けハウスの整備が不可欠であるということから、収穫期を迎えているものについては、市単独事業による支援ができないかどうか、今後検討してまいりたいと、このように思っております。

それから、有害鳥獣対策についてでございます。

初めに、有害鳥獣による農作物被害についてどのような対策を講じているかということでございますが、近年、全国的に猿やイノシシなどの有害鳥獣による農作物被害が増加の一途をたどっておりまして、農家の生産意欲が低減するといった深刻な問題が生じている地域もあるようでございます。

本市における、有害鳥獣による農作物被害の状況につきましては、今、議員がおっしゃいましたように、県の資料によりますと、本市としましての被害は、平成17年度には3,255万9,000円、18年度には6,773万2,000円に上る被害が発生しております。これは、主にスズメ、カラス、クマ、ハクビシン、野ネズミなどによるものでありますが、こうした有害鳥獣の駆除を、毎年春と秋にさがえ西村山農業協同組合が獺友会に依頼して、駆除を実施しているところでございます。

これら有害鳥獣の駆除についての市の対策であります。平成17年度までは農作物の被害は農家の皆さん自身で解決していただくべきものとして、重立った支援は講じていなかったわけであり。しかしながら、平成18年にはクマが頻繁に出没して、農作物被害が続出し、さらに人里に近いところまで出没して人的被害も懸念される状況になったことから、急遽、県、ＪＡ、農業生産者団体、猟友会、市などで構成するところの寒河江市有害鳥獣捕獲対策連絡会議というものを開催いたしまして、関係機関が一体となって被害防止の対策について協議したところであります。

その席上、捕獲わな設置の依頼が猟友会に寄せられるが、捕獲わなが足りないとの意見が出されたことから、捕獲わな2基の製作経費に対しまして、助成措置を講じたところであります。さらに、平成19年度には、新たに有害鳥獣捕獲業務委託料としまして、10万円を予算化し、有害鳥獣の駆除を猟友会に委託したところでございます。

今後におきましても、農作物の被害に対する有害鳥獣の駆除につきましては、原則として農家の皆さん自身で解決していただくこととなりますが、必要に応じて、寒河江市有害鳥獣捕獲対策連絡会議を開催いたしまして、市としましての対応策などを協議してまいりたいと思っております。

それから、野生動物や野鳥の個体数の適正化を図る組織づくりについてでございますが、農作物の被害防止のためには、農地への進入防止等の取り組みとあわせて、捕獲による個体数調整が不可欠でございますが、全国の一部の被害地域におきましては、狩猟者の減少や高齢化等に伴い、十分な捕獲対策がとられていない状況にあるようでございます。

そのため、これは新聞報道ではございますが、野生鳥獣による農林漁業被害を防ぐため、議員立法による特別措置法案を秋の臨時国会に提出する方針のようでございます。その内容は、市町村が有害鳥獣被害防止計画を策定いたしまして、それに国や県が協力する仕組みづくりを目指し、また、地域の体制強化策といたしまして、市町村やＪＡの職員を被害防止対策の担い手として明確化する内容のようでございます。

鳥獣の個体数につきましては、どの程度が適正なのか明確な指針はないようでございますが、今後におきましては、今申しあげました議員立法による特別措置法案の状況、それから有害鳥獣の個体数の変化、農作物の被害状況、そして人的被害の恐れなどを見極めながら、必要な場合は組織づくりを検討していかなければならないものと考えております。

以上です。

伊藤忠男議長 鴨田議員。

鴨田俊廣議員 丁寧な答弁、ありがとうございました。

第 2 問に移らせていただきます。

何といたっても、さくらんぼは本市の顔ということで、シンボルということで、それが衰退しないようにひとつ行政の方でもバックアップしていただきたいと、このように思っていたところでした。

今、市長の回答では、来年度以降、何らかの補助を考えるということですので、ひとつ、財政的に厳しいかと思えますけれども、その規模などもひとつ考慮に入れながらお願いしたいと、このように思ったところでした。よろしくお願いを申しあげたいと思います。

少し時間がございますので、若干具体的なことを述べながら、その規模につきましてなお一層額が多くなるように望みながら、ちょっと具体的なところを申しあげてみたいと思います。

雨除けハウスの建てかえということは、ハウスの作業の安全というふうな安全作業についてもやっぱり建てかえを急ぐべきだとう思います。これは、実は補助があるかないかというふうな問題とはまた別で、やっぱり各農家が安全に作業するには、自分自身でそれは、少なくともその部分は頭の中に入れていかなきゃならない、このように思っているところでございます。

でも何といたっても急には、先ほどの額、一基当たり 7メートル×7メートル一基当たり 15万円もするというならば、急激には進まない。やっぱり市の補助なり、後押しというか、そういうことがなければなかなか進まないんじゃないかなと、このように思ったところでした。今現在、建てかえが急がれる雨除けハウスは 5,000 から 8,000 基あるということでございます。300ヘクタールの雨よけハウスを 7×7 を基準すると、約 6 万基、単純計算であるものと思っております。このうちの 5,000 基から 8,000 基でございます。耐久年数 20 年という、310ヘクタールだと毎年 15.5ヘクタール変えていかなきゃならない。単純平均でそうなるかと思えます。そうすると、3,100 基ほど毎年変えていかなきゃならないということでございます。

すんなりこのようには行くかどうかわかりませんが、やっぱり大きな農業問題となるのかなあとこのように思いますので、ひとつその辺もかんがみてよろしくお願いをしたいと、このように思ったところでした。

また、高齢化ということもございまして。さくらんぼ農家ばかりではございませんけれども、今、市の全農業従事者数の中で、60歳から74歳までの従事者は50%を超えていると。74歳でやめるわけじゃございません。75歳以上でもやっている方はあります。そうすると、60%にも達するというところでございます。そのようなところで、さくらんぼをやめようという方もいらっしゃると思いますが、もっとしたいという場合は、やっぱりその辺の年が分岐点になるのかなと、60歳ぐらいが分岐点になるのかなと。したがって、高齢期に差しかかっての設備投資、大いに考え悩むのかなと、このように思っているところでございます。1基15万円、例えば3,000基するというと、単純計算で4億5,000万円の資金が必要になるということでございます。

これだけのお金は、急激には動きませんが、寒河江市内の経済波及効果ということもやっぱり大きいんじゃないかなと思っております。実は、建てかえを頼むときに自分でする向きもありますけれども、ひょっとしたら建設業界に依頼することが多いのかなと、このように思っているところでございます。建設業界は春の4月、5月、そして6月ころは仕事量が減少するということを聞いております。

それは、より建てかえがスムーズに行くためにはそういうふうな業界にもお願いすれば域内の経済活性化にもつながっていくのかなとこう思っていたところでした。

そのような観点から、ひとつ補助の額などももっと少し考えていただければありがたいなと思っていたところでした。よろしくお願いを申し上げます。

次に、有害鳥獣の対策組織についてであります。ことし3月議会でクマ対策について質問いたしましたが、今回は特にカラスについて一つ取り上げてみたいなと思っておりました。

今、カラスは人間以外天敵はいないということで、そのように私は思います。従って、今、町でも、またこういうふうな農業地帯でも、非常にふえているということは確かでございます。スズメもカラスも一定場所にいるものですから、農作物の被害に対しては非常に困ったことになっております。ただ、スズメはなかなか駆除しにくいということで、難しいところもありますけれども、カラスについては意外と駆除がしやすいんじゃないかなと思っております。

先日、新聞やテレビの報道にもありましたけれども、鶴岡市では、このようなわなを仕掛けて捕獲をしているというふうなテレビ映像がありました。200羽ほどで、絶滅させるわけじゃないということで、その個体数の適正化を図るということでございました。組織をつくって、市内向きでも、市独自でそんなこともやれないのかなと思ったところでした。また、村山市では、210万円の被害があるそうでございます。本市から比べるとカラスの被害は4分の1以下でございますけれども、やっぱり悩んでいるそうでございます。何か対策をとということで、しなきゃならないというふうなことが書いてありました。

これまで、本市ではその鳥獣害の対策についてはJ Aや猟友会などの民間組織に任せっきりと、語弊はありますけれども、そんなところが多かったようでございますけれども、この二、三年、本当に被害が大きくなってきたということで、ひとつ組織づくり、また、鳥獣害の防止に積極的に少し取り組んでいただきたいと思っております。組織づくりが遅れるようなことがありますと、被害が進むということでございますけれども、組織づくりがなかなか進まない場合、その前段階として、例えば猟友会などについての民間組織にもう少しの補助を出して、駆除回数とか、そういうのをふやしていくべきだなと思っておりますけれども、この辺もお考えをいただきたいとこのように思っております。この辺、市長の考えも少し聞いてみたいとこのように思います。

特に、今まで助成が、ハウスの建てかえ、14年、15年、5.3ヘクタールでした。また、それでも来年度からするということで安心しております。そして、猟友会にまた依頼をし、また、組織づくりが必要なら組織づくりをするということで、これもまた朗報だなと思っております。規模についてよろしく、もっとより多くの、財政的に許されるならばより多くの補助をお願いしたいということで、第2問を終わります。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 さくらんぼに対するとおの助成でございますが、御案内のようにハウスの耐用年数は十四、五年からうまくもたせて20年までだろうとこのように言われております。ですから、寒河江のさくらんぼもおかげさまで大変な栽培面積に拡大されてきたわけでございます。その辺が、そろそろ建てかえの時期に来ているということは、私も承知しておるところでございますが、ですけれども、現在あるハウスを全面的にということになりますと、一挙に済ますということになりますと、これは何十億、数十億はこれはかかる費用だなどこう思っております、一反歩、10アール当たり200万円ぐらいたと計算しましても、膨大な建てかえ費用になることは予想できるわけでございます。

そういう中で、暫時、耐用年数といいますが、そういうような年数に来ているとか、あるいはこのところは建てかえが必要だとみんなが認識するような、そしてまた市におきましても納得できるような面積、あるいは基数というものにつきましては、先ほど答弁申しあげましたような中で、予算等々も勘案しながら考えてまいろうかなと、このように思っております。

ですから、どのような額にしますか、あるいはどういう基準のハウスに対して、助成を出すかというようなことは、関係者団体等々と十分打ち合わせて、納得といいますが、理解されるような方向で助成の対象というもの、あるいは助成の額というものを決めてまいりたいとこのように思っております。

それから、有害鳥獣の方、駆除について、特にカラスでございますけれども、カラス以外につきましては、これまでのようなクマとか猿というものにつきましては、猟友会にお願いしてきたわけでございますけれども、カラスは、作物というよりも……もでしょうけれども、全体的な住民の生活に対しましての被害というものがあるのじゃなからうかなとこう認識しております。

そうしますと、どのようにカラス駆除をするか。テレビ等、あるいは新聞等でも御指摘にもありましたように、大変カラスは利口でございます、鉄砲を持ち出したりしますと、すぐ拡散して逃げていくと、こういうような代物でございます。ですから、おりなども考え出したのが報道された、このように思っております。

ですから、非常に駆除ということに対しましては、これから十分その辺のところを研究しながら、有効な手段というものがあるのかどうかと、そして効果が上げられるようにと、こういうものを研究検討して、関係者とも協議していかなくちゃならないものと、このように思っております。

いずれにしましても、せっかく生産し、そして実になってきたと、結実して、収穫の時期になったものが、それが荒らされる。あるいはまた、人体に危害を加えられる。あるいはまた、生活面で迷惑をこうむるような鳥獣等々に対しましての、これは駆除というものはこれからはますます大きくなっていくというように考えておりますので、十分関係者あるいはそういう有識者といいますが、そういう知識を持っている方々の知恵もかりながら対応してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

伊藤忠男議長 鴨田議員。

鴨田俊廣議員 ありがとうございました。

今の、市長がおっしゃったようなことを、できるだけ早く実現し、また、農家が期待されるようなことになっていくように、御期待申しあげまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

那須 稔議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号15番、16番について、17番那須 稔議員。

〔17番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 私は、所属している政党、公明党と、通告してある件に関心を持っている市民を代表しまして、私の考えを交えながら質問をさせていただきます。

初めに、通告番号15番、少子化対策についてお伺いいたします。

一昨年、平成17年は、総人口が初めて減少に転じたことが確認された年でありました。厚生労働省が公表した将来推計人口の中で、50年後の2055年の人口、8,993万人と推計しております。現在と比べて、15歳未満の比率は14%から8%に、65歳以上の高齢化率は今の21%から41%へと倍増するとのこと。人口減少が加速的に進み、まさに超少子高齢社会が到来することが予想されております。

それに、女性が一生のうちに産む子供の数を示した合計特殊出生率においては、平成17年度はこれまでの最低値であります1.26に減少しております。また、平成18年には、速報値で1.32と上昇しているものの、この数値は長期的に人口を維持できる水準の2.07よりはるかに低く、人口減少、少子高齢化の促進につながっております。

最大の要因は、出生率の低迷であります。人口減少を止める最優先課題が、出生率回復であり、何よりも安心して出産、子育てができる社会を築くことが求められているのだと思います。本市の合計特殊出生率については、平成15年には1.56と下がったものの、平成16年には1.64と、また、平成17年には1.62と減少しております。また、県においては、平成16年に1.47から平成17年が1.45となっており、本市の場合は、県の平均よりは高い傾向にあります。18年度の確定統計はまだ出ていませんが、全国的に上がっていることから、少々ではあります、上がることが予想されます。

本市においては、安心して産み育てられる環境づくりとして、平成10年に寒河江子供プランを作成、平成17年からは次世代を担う子供たちの健やかな成長と、子育て家庭のさまざまな支援を充実していくための具体的な取り組みとして、子供すこやかプランを策定し、少子化対策を推進をしてきており、今後の少子化対策に期待が持たれるところであります。

このことを踏まえながらお尋ねをいたします。

一つには、妊婦の健康診査に対する公的助成の拡大についてお尋ねをいたします。

妊婦の健康診査については、任意のため、医療保険の適用外となっており、健診に当たっては、高額な健康診査料を払わなければなりません。若い子育ての家庭には、これが相当の負担になっております。財団法人子供未来財団の子育てコストに関する研究調査では、その中で妊娠・出産におけるコストが約50万4,000円かかり、また、ゼロ歳児の子育てコストが約50万6,000円ほどかかるとの報告がされております。子育て家庭からは、せめて出産に要する費用の負担だけでも軽減されないのかという声をよく聞きます。

妊婦の健康診査の費用については、妊娠期間中、多少個人差と利用する医療機関によって違いはありますが、受けるべき健康診査の回数は、妊娠初期より妊娠23週まで4週に1回、それに妊娠24週より妊娠35週まで2週間に1回、そして妊娠36週以降分娩まで1週間に1回となり、合計で出産まで14回程度が望ましいこととされております。その費用については、日本産婦人科医会の調べでは、1回に約

5,000円、その他の検査等を伴うと1万円から1万5,000円程度かかり、本市の場合は現在2回まで無料としていますので、2回の無料分を引いて、自己負担の総額は平均すると12万円ほどかかるということです。

厚生労働省では、健康で安全なお産をするためには、5回以上の健診が必要との指摘をしております。そこでお伺いいたします。本市では、原則として、妊娠20週までの前期と、21週以降の後期、それぞれ1回、無料健康受診券を配付しています。妊婦健診の充実は、授かった生命に対して、お母さんが安心して出産に臨めるような、少子化対策に加え、母体の健康を守る観点からも重要であります。

このような妊婦の健康診査に対して、公的助成の拡大ということで、現行の2回の無料健診を拡大してはいかがなものか、お伺いをいたします。

二つには、妊産婦を守るマタニティマークの活用についてお尋ねをいたします。

マタニティマークは、妊産婦への優しい環境づくりと思いやりの心をはぐくむ観点から、厚生労働省が平成18年3月に決定しました。

妊娠初期から胎児の状態も不安定な時期であり、また、母体の健康を維持するためにも大変大事な時期であります。この、妊娠初期の2カ月、3カ月のときに、お腹の中の胎児は大体の形が形成される時期だと言われております。胎児にとって、母親の心の安定は敏感に届くようで、このとき、ストレスとかさまざまな体力的な運動があると、切迫流産になったりする可能性があると言われております。しかし、妊娠初期には、まだ妊娠であるということが見た目にはわかりにくい状態であるために、体調が悪くなくても、交通機関などでは席を譲ってもらえなかったり、また、受動喫煙防止の配慮をしてもらえないなど、人に気づいてもらえないことがよくあるようです。

そんな中、妊産婦に優しい環境づくりと、周囲に理解を促すということで、マタニティマークがつくり出されました。各種の自治体においては、厚生労働省がこのマークを決定する前から独自のマークを作成し、活用し、取り組んでいる自治体もあります。

まさに、妊娠中の女性にとって、マタニティマークを多くの方々に周知させることは、この時期、安心して社会の中で生活し、活躍できる環境の一つになるのではないかと思います。

そこでお伺いいたします。

一つには、妊娠中の女性に優しい環境をつくるため、マタニティマークを活用し、ポスター、リーフレット、市報等で広報してはいかがなものか、お伺いいたします。

二つには、妊娠初期でも、周囲の人々がわかるように、胸につけるマタニティバッジやキーホルダー、車のフロントガラスに表示できるマタニティカード等を作成して、希望者に母子手帳とともにお渡ししてはいかがなものかお伺いいたします。

三つ目には、妊娠中の女性で、車を利用される方にも、さまざまな駐車場における障害者用駐車スペースを利用できれば大変喜ばしいことです。マタニティマークのカードを表示することによって、本市の施設に併設される駐車場から実施し、公共機関、民間施設へも周知し、妊娠中の女性が障害者用駐車スペースを利用しやすくしてはいかがなものか、お伺いいたします。

次に、通告番号16番、人に優しい対策について。

初めに、自殺予防についてお尋ねをいたします。

平成18年度における、交通事故死亡者数は、全国で6,352人。それに対し、自殺による死亡者数は3万2,155人となり、交通事故死の5倍という恐ろしい社会現象となっております。交通死亡事故の撲滅を

目指す取り組みは多く見られるものの、自殺対策についても十分な取り組みが望まれるところであります。自殺者が8年連続で交通事故死亡者の4倍から5倍を超える、3万人台となっている現状の中で、国を初め、自治体が自殺防止へ必要な手を打つことを責務とした自殺対策基本法が、昨年の6月に議員立法として成立しております。

同基本法は、自殺が個人の問題だけにとどまらず、その背景に過労や倒産、いじめなどの社会的要因があることを踏まえ、自殺は社会の問題であると位置づけ、自殺対策を社会的な取り組みとして、国と自治体の責務を明記しております。その上で、国や自治体が取り組むべき基本的な施策として、一つには、自殺防止に関する調査研究や情報収集。それに二つには、自殺未遂者など、自殺に危険性が高い人の早期発見システムの構築や、発生回避など。三つ目には、自殺未遂者と自殺者の親族に対する心のケア。四つには、市民団体やNPOなど、民間団体との支援、五つには、自殺防止に関する教育、広報活動の推進などが打ち出されております。

このように、自殺防止対策は、基本法の成立によって大きなターニングポイントを迎え、自治体においても主要な施策として実効力のある有効な対策の実施が強く望まれるところだと思えます。

自殺率 1の秋田県では、自殺予防対策が具体的に行われ、自殺者を減少させる成果を上げています。特に、うつ病対策は極めて有効な自殺予防対策の一つであるとされ、うつ的な状態になっている人の悩みを第三者が聞いて、その人のストレスを発散させる相談ネットワークの充実、市民を巻き込んだ相談活動などの取り組みが、自殺者を減少させる具体的な数値となってあらわれてきております。

うつ病は心の風邪とも言われ、だれもがかかるとの可能性があります。しかし、必ず治る病でもあると言われております。

そこでお伺いいたします。

一つには、本市における過去5年間の自殺者の推移と、自殺の主な要因についてお伺いいたします。

二つには、心の相談体制について、どのように取り組まれているのかお伺いいたします。

三つ目には、健康さがえ21の中で、休養、心の健康ということで、計画をされておりますが、どのような心の健康づくりに取り組まれているのかお伺いをいたします。

四つ目には、行政、識者、医師、民間団体などからなる会として、本市の自殺の原因や、防止対策について十分な調査・分析・協議を行い、対策を推進し、支援するための自殺予防対策協議会の設置についていかがなものかお伺いをいたします。

次に、視覚障害者のための情報バリアフリーの取り組みについてお尋ねをいたします。

視覚障害者による身体障害者の手帳の所持者は、全国で30万人の方がおられるとのこと。また、本市においても、昨年現在、109人の方がおられます。こうした方々に対する情報提供の手段としては、従来から点字が普及しており、公共施設や駅、エレベーターなど、さまざまな場所でこの点字による案内を見かけるところであります。

しかしながら、中途失明の方がふえたこともあり、視覚障害者のうち、点字を判読できる方は全体の約10%に過ぎず、大多数の視覚障害者の方にとって、情報を入手する手段としては、音声に頼る以外はないと言われております。

こうした方々にとって、活字媒体の情報にアクセスするためには、周りの方に読み上げてもらうか、口頭で説明を受けることとなりますが、繰り返し読んでもらわないと内容が理解できなかったり、中には他の人が読むということでプライバシーにかかわる情報もあることなどから、なかなか難しい面があ

と思われる。また、行政においては、個人への通知や催し物の広報、施策、事業の紹介など、自立した生活や社会参加を行う上で、必要となるさまざまな情報を提供していますが、活字文書のままだと、視覚障害者の方がその情報を得るには大変な困難が付きまとうと考えられます。

そんな中、視覚障害者の方々への情報を提供するために、点字以外の方法として、現在では、音声コードと活字文書読み上げ装置が開発されております。このシステムは、文字に書かれた文字情報を切手ぐらいの大きさの音声コードに変換し、それを文書の片隅に印刷します。この音声コードを活字文書読み上げ装置にセットすると、文字情報が音声で読み上げられるというものであります。

国の平成18年度補正予算の障害者自立支援対策臨時特例交付金事業の中に、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業が盛り込まれました。この事業は、視覚障害者への情報支援の充実を図るため、自治体や関係機関の窓口に、情報支援機械やソフトウェアなどの整備を行うもので、その対象品目の例として、点字プリンターや自動点訳ソフトなどのほかに、活字文書読み上げ装置も掲げられております。

この、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業について、情報のバリアフリーをより一層進めていく上で欠かせない事業であり、ぜひ本市として積極的に対応されることを期待するものであります。そしてまた、本市として率先してこうした基盤整備を行うことにより、一般への普及もさらに進んでいくのではないかと考えております。

そこでお伺いいたします。

一つには、本市において、こうした視覚障害者に対する行政情報の提供は、現在どのように行われているのかお伺いいたします。

二つには、この視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業の推進に、どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

三つ目には、視覚障害者の方の情報バリアフリーを推進していくためには、本市においてこうした活字文書読み上げ装置の設置や、音声コードによる情報提供を進める一方で、利用の方が利用しやすい環境を整えていくことも必要だと思っております。そのためにも、まず行政窓口に活字文書読み上げ装置を導入してはいかがなものかお伺いし、以上で第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、妊婦の健康診査に対するところの公的助成の拡充についてでございます。

少子化の急速な進行は、子供の健全な成長や社会経済、地域社会の形成に重要な影響を及ぼし、その対策が大きな課題となっているところでございます。

このため、本市では、子育て支援に関する基本的な方向を定めた「子どもすこやかプラン」を踏まえ、母子手帳の交付、それから妊婦一般健康診査、乳幼児の健康診査、パパママ教室、すくすく育児教室などの健康教育、妊婦健康相談、育児等の健康相談、栄養教室など、母と子の健康づくりを主体とした、母子保健事業に積極的に取り組み、母と子の健康づくりとともに、子供を安心して産み育てられる環境づくりを支援しているところでございます。特に、妊娠期の健康管理は、妊娠・出産における疾病予防だけではなく、将来を担う子供の健康に大きく関与する大変重要なものだと考えております。

御質問の、妊婦健康診査の公的助成の拡充についてでございますが、公的助成での妊婦健診は、平成 8 年度までは県が実施しておりましたが、平成 9 年度からは、市町村に移譲されました。これを受け、本市では、平成 9 年度から県が実施してきたときと同じ内容での公費助成を行っております。内容としましては、母子手帳交付時に、妊娠前期に 1 回、妊娠後期に 1 回、合計 2 回、さらに予定日時点で 35 歳以上の妊婦に超音波受診券を 1 回、妊婦受診券として交付しておるところでございます。

国では、少子化対策の一環として、妊婦出産にかかる経済的不安の軽減と、積極的な妊婦健康診査の受診を促進するため、平成 19 年 1 月に厚生労働省雇用均等児童家庭局母子保健課長から妊婦健康診査の 5 回程度の公費負担が望ましいという通知が出されたところであります。御指摘のとおりでございます。

本市では、財政的には厳しいときであります。本年度から特定不妊治療費助成事業を実施したり、白岩小学校区に学童クラブを新たに新設するとともに、地域で子育てを支援するために子育てサロンを開設するなど、総合的な対策を図ってきたところでございます。

それで、この妊婦健康診査についてでございますが、国においては、この妊婦健康診査を含めた少子化対策については、地方交付税において財政措置を講じておるということをおっしゃってありますが、その詳細というものを十分に検討して、来年度から妊婦健康診査の公費助成の回数をふやしていかなければならないものと考えております。

次に、マタニティマークの活用についてでございます。

お話がございましたように、マタニティマークは、妊産婦に優しい環境づくりの一環として、厚生労働省で公募したもので、御案内のとおり、平成 18 年 3 月に決定し、発表されたものでございます。本市におきましては、マタニティマークは広く社会全体への周知が必要なことから、厚生労働省で作成したポスターの掲示やチラシの配布を行いまして、妊産婦本人に対しては、母子手帳交付時にマタニティマークのチラシを配付し周知しております。

今後は、妊産婦の方には、マタニティマークをデザイン化したマタニティチェーンホルダーを、財団法人母子衛生研究所というところから現品が届けられ次第、希望者に配付していきたいと思っております。

妊産婦本人に対して、さらにマタニティマークの活用を進めていくとともに、一般市民の方々の初め、

社会全体でマタニティマークの理解を深め普及していくことが重要と考えられますので、市報やホームページなどを活用しながら、広く周知いたしまして、妊産婦の方に対して理解と思いやりを持てるところの環境づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

それから、この障害者用の駐車スペースを、それを活用するということですが、県では、本年6月から、山形県身体障がい者等用駐車施設利用証制度を開始しております。この制度は、県内の公共施設やスーパーマーケットなどに設けられている、身体障害者等用の駐車施設について、県が利用証を交付、利用できる方を明らかにすることによって、これらに駐車場施設の適正な利用を促進するというものでございます。この制度は、妊産婦、いわゆる妊娠7カ月から産後3カ月間までの期間としていますが、この方々につきましても利用できることとなっておりますので、県から交付を受け、利用していただきたいと、このように思っております。

それから、自殺予防対策でございます。人に優しい対策についての自殺予防対策についてでございますが、自殺は、本人にとってこの上ない悲劇であるだけではなくて、家族や周りの人に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失でございます。御指摘のとおり、我が国における自殺の死亡者数は、平成9年までは2万5,000人前後で推移していましたが、平成10年に3万人を超えてからは、以後その水準で推移しているところでございます。警察庁が発表した平成18年の自殺の概要を申しあげますと、自殺者の総数は3万2,155人で、そのうち、男性が70.9%を占め、年齢別では60歳以上が34.6%、50歳代が22.5%、以下40歳代30歳代となっております。また、原因とか、それから動機別に見ますと、遺書があった自殺者の第1位が健康問題、次いで経済生活問題、家庭問題、勤務問題の順になっているところでございます。

このように、自殺には、さまざまな社会的要因が複雑に関係しており、予防対策には多角的な検討と総合的な対策が必要となります。こうした状況を踏まえ、国では平成18年に自殺対策基本法を施行させ、翌19年6月に自殺総合対策大綱を策定しまして、この中で具体的な施策を明記しているところでございます。

御質問の、本市における過去5年間の本市の自殺者の推移であります。山形県保健福祉統計年報では、平成13年には、男が6人、女9人の15人、14年は、男7人、女2人の9人。15年は、男7人、女2人の9人。16年では、男5人、女3人の8人。17年度は、男10人、女2人の12人となっております。なお、18年の数値は公表になっていないようであります。

次に、心の相談体制と健康さがえ21の中での、心の健康づくりにどのように取り組むかという質問でございますが、健康相談という形で、毎週木曜日に相談の機会を設けております。さらに、随時来庁者には対応しておりますし、健康電話相談を行っております。そのほか、教育委員会の教育相談専用のダイヤルや、社会福祉協議会によるふれあい相談など、さまざまな相談窓口を設けながら、お互いに連携を図りながら対応しているところでございます。そして、問題となった案件があった場合は、専門のスタッフが対応に当たっており、状態によっては県の保健所、それから精神保健福祉センターなどの専門の相談機関との連携によりまして対処しているところであります。さらに、高齢者については、地域包括支援センターが総合相談に当たっております。

市独自の自殺対策の協議会の設置についてでございますが、自殺対策基本法に基づく自殺総合対策大綱では、都道府県及び政令指定都市において、さまざまな分野の関係機関団体で構成する、自殺対策連絡協議会等を設置することになっております。したがって、本市独自の協議会は設置していないところ

であります。

また、精神保健福祉法では、都道府県が精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図ることとなっており、山形県においても、自殺対策基本法施行前の平成16年から、自殺予防対策推進会議を設立いたしまして、予防対策に取り組んできたところですが、このたびの基本法の施行を受けまして、推進協議会の関係構成範囲を拡大し、より一層自殺予防対策に努めることとしているところでございます。現在、県では、年数回地域精神保健福祉連絡協議会や、専門研修会、それから、事例検討会などを開催いたしまして、市町村との情報の共有、担当職員のレベルアップ、また、各保健所、県精神保健福祉センター、そして市町村、県高齢者総合相談センター、社会福祉法人山形いのちの電話などが、お互いに緊密な連携を図りながら、自殺予防に努めているところであります。

最初に申しあげましたが、自殺の原因は、社会的要因が複雑に関係し、予防には多角的な対策が必要なことから、1市町村単独で対応するより、広域的な対処が効率的であり、市独自の設置は考えていないところであります。

次に、視覚障害者に対する対応でございますが、視覚障害者の方に対する行政情報の提供はどのように行われているかということでございます。現在は、点字翻訳による市報等の配付を行ったり、市報などの内容を録音したカセットテープの配付を行っている各ボランティア団体の活動を支援することにより、視覚障害者に対する行政情報の提供を図っているという状況でございます。

それから、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業の推進にどう取り組んでいるかということでございますけれども、特に活字文書読み上げ装置を導入してはいかがなものかという御質問がありました。

視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業につきましては、視覚障害者等への情報支援の充実を図り、地域における障害者に対する情報バリアフリーを一層推進するため、平成18年度から20年度までの国の補助対象事業として位置づけられているところでございます。しかしながら、本市内の視覚障害者の場合は、家族と一緒に暮らしている方がほとんどであると思われま。

実際、市の窓口には、視覚障害者の方が家族や知人を伴って来たり、あるいは家族の方が代理して来庁するなどして、必要な手続等を行っているというのがほとんどでございます。

したがって、本市の場合は、視覚障害者御本人だけが来庁してくることはないという状況でございますので、御質問の活字文書読み上げ装置を設置しましても、その活用はなされないのではないかと考えているところでございまして、今後、全国的な中で導入している市町村の動向というものを見据えた上で、検討すべきものと考えております。

以上です。

伊藤忠男議長 那須議員。

那須 稔議員 先ほどは私の提案ということにつきまして、真摯に受けとめていただきまして、御答弁いただきました。大変にありがとうございます。それでは、2 問目の方に移らせていただきたいと思います。

妊婦の健康診査でありますけれども、先ほども市長の方からも、県からそれぞれ各市町村の方に実施主体が移ったということで、平成 9 年からそれぞれ市町村に移っているわけでありますけれども、この制度がスタートしたのは昭和 44 年ということで、既に 40 年ほど経過をしております。

今回のこの寒河江の妊婦健康診査につきましては、県内の医療機関でそれぞれ受診できるというような内容になっているわけでありますけれども、子供を産むというような方、これは、要するにお嫁さん、嫁いでくるということで、この嫁ぎ先、あるいは嫁ぎ元、実家といいますが、そういうところでお産する方も大変いらっしゃると思います。

そうしますと、県外というような方の中にはございまして、今回、2 回というような、この健康診査の無料券が拡大するというような内容で検討されているわけでございますから、そういう意味では、県外でも受けられるような方も出てくるし、中にも、そういうふうにしたいという方もいらっしゃるわけでありますけれども、今回の健康診査につきましては、市として、県を通じて医療機関とそれぞれ契約を結んでいらっしゃるということで、全体的にどこでも受けられるということになりますと、大変難しい問題もあるのではないかなと思いますけれども、この辺、ぜひ今後の流れの中で、県外でもこの無料券を使用したいという方などもいらっしゃるわけでございますから、そういう意味では、県外でもこの無料券が使えるような状況といいますが、そういうことについてぜひともやっていただきたいと思っておりますけれども、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、マタニティマークでありますけれども、先ほどは、市長の方からはマタニティマークの駐車券、要するに現在、障害者用の駐車場、これは公共機関あるいは民間設備でそれぞれあるわけありますけれども、先ほどの県の制度といいますが、平成 19 年の 6 月からスタートしているようであります。対象を見ますと、中に妊産婦ということで明示になっておりまして、妊婦 7 カ月から産後 3 カ月というようなことで、対象になっておられます。

私は、第 1 問でも申しあげましたけれども、子供をお腹に抱えているということは、お腹が目立つような状態になるよりも、その 2 カ月、3 カ月というような状況の中での対応が非常に大きいということで、県の方の対象ですと、7 カ月から産後 3 カ月ということで、その 2、3 カ月から 6 カ月という方については、交付の対象になっていらっしゃるようでありまして、そういう意味では、私は市独自としてこのマタニティカードを発行して、市の駐車場、あるいは市に隣接している民間の、あるいはスーパー等の駐車場の障害者用駐車スペース、これを使えるようにしてはいかがなものかと、このように思いますけれども、再度、市長の方のお考えをお聞きをしたいと思います。

それから、そういうマタニティのマークにつきましては、民間施設の協力がぜひとも必要になってまいります。それで、県の方でもことし 6 月からスタートしているんですけれども、なかなか民間として県がつくったこのカードというものが、私もずっと歩いてみたんですけれども、まだまだ民間施設には掲示になっておりません。ですから、この民間施設に対するカードの駐車スペースに対する掲示板といいますが、そういうものについてもうちちょっと民間に対しても多く張っていただくように周知、お願い

というものをすべきではないかなと思いますけれども、その辺も何かお考えがありましたら、お伺いをしたいと思います。

それから、自殺の問題でありますけれども、これは、心の相談として、市としても先ほど市長から答弁がありましたけれども、多くの相談業務をされているということで、自殺予防にはなってるんじゃないかなと思っております。ただ、数字的にはやっぱり毎年十数名の方々が自殺で亡くなっているという現状を見ますと、この対策の中で、今のところ、先ほど市長の方からは自殺対策予防協議会ということについて話がありました。これは、今回の法律の中では、先ほどあったように、県と政令都市、これが対策、要するに協議会の設置が義務づけられております。それで、県の方でも、この法律にのって、たしかそういう形での協議会が設置されるであろうと思います。

ですから、私は、市単独ということではなくてもいいので、例えば先ほど市長からも広域という話がありましたけれども、その広域の中で、そういう協議会をつくりながら、例えば西村山寒河江というような協議会の中で、その協議会を立ち上げながら、県と連携しながらその自殺者に対する調査、あるいは予防に対する対策ということについて、考えていくべきことではないかなと、このように思いますけれども、その辺、何かお考えがありましたらお聞きをしたいと思います。

それから、先ほど、精神保健相談という話がありました。これは、今のところ、山形市の村山保健所で第2、第4木曜日、実施をされているようです。これは、専門の精神科の医師が担当していらっしゃいます。

それで、いろいろな相談に行った方から聞きますと、山形市で非常に遠いという方などもありますし、できるならばこの寒河江市内でも、この精神保健相談というものをしていただけないものかというようなことをよく聞きます。

そして、これは、市の方でもハートフル等でいろいろな相談をしておられますけれども、この精神科の医師が担当する精神保健相談というのは、まだやっていらっしゃらないようです。市の方では、心の相談に来た方をこの精神保健相談の方にそれぞれ紹介するというようなことでありますけれども、私は、ぜひこの寒河江市でもこの精神保健相談というものを実施してはいかがなものか、お考えありましたらお聞きをしたいと思います。

それと、情報バリアフリーの中の、視覚障害者でありますけれども、これは、市長の方からは、全国の推移を見ながらという話がありました。そして、これは、寒河江市の場合は非常に障害者と言われる方は少ないということで、大変喜ばしいことでもありますけれども、これは、障害者にとっては、家族もいらっしゃるということで、その方の手助けを受けながら、この辺の情報を仕入れていらっしゃるんじゃないかなと思いますけれども、これは、平成15年から、たしか厚生労働省関係の日用品ということで、障害者のための補助具になっていらっしゃいます。ですから、補助ができるような日用品になっています。

それで、これは私は市としてはそれら障害者の方々に使っていただくように、たとえば広報したり、あるいはこういうものがあるんだということでお知らせをするということなども大事な役目ではないかなと思いますけれども、その辺、状況的にこの障害者の方々、この機械等々についての情報のことについて、どういうふうにしていらっしゃるのか、あるいは、その前に、機械があっても音声コードというような、SPコード、これがないとこの機械が使えない状態です。

そして、この機械は、私も見たんですけれども、非常に簡単に、パソコンでバーコードがつくれて、

そのバーコードが印刷されたパソコンの用紙にきちっと印字なるといいますか、それをこの機械にかけますと音声が出てまいります。800字以内なんですけれども。そして、これは非常に障害者の方々にとっては使いやすい、あるいは自分自身で、人から読んでもらえなくても、その場で何回も聞きながら使えるということで、非常に便利な機械だとこのように言われているわけでございます。

ですから、この機械につきましては、ある市などでは、全庁的な、例えば検討委員会を立ち上げて、その中で具体的に設置箇所の選定とか、あるいはどういうふうなものを音声コードにするのかというような文章の選定なども行っていらっしゃいます。ですから、私は、これからのことを考えて言いますと、そういうものについても前向きに検討を入れながら、その全庁的な中で、この音声コード事業と申しますか、そういうものの導入についても私は検討していくべきではないかなと、このように思いますけれども、その辺、何かお考えがありましたらお聞きをしたいと思います。

以上で、第2問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何問かの再度の質問がございました。

私もまだ勉強不足なところもございますので、もしも間違っていて理解しておるとか、あるいは不足の点がございましたら、担当の方から訂正されたり、あるいは申しあげたりさせたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

一つは、県外なり、あるいは市外の方で、実家に戻って、妊娠した体を休めておるとい方が、助成はどうかと、こういうことでございますけれども、これは私ははっきりわかりませんが、担当がわかるかどうか、母子手帳でも持っておれば、これはどこに行っても通用するのじゃなからうかなというような気がします。担当の方から詳しく説明することができましたならば、説明させます。

それから、マタニティ、これですが、県の総合西庁舎、そちらに行けば、交付されるということになっておりまして、母子手帳あるいはその写しを持っていけば交付できるということになっております。

それから、民間施設の方ですが、駐車場を活用するにまだ不十分ではないかと、こういうことの御意見のようでございますけれども、これにつきましては、何らかの広報PR等々ですね、民間におきましてこの制度といいますか、これらを普及してもらおうように頑張ってもらいたいとこのように思っております。

それから、自殺対策協議会ですが、先ほどは広域的なということを申しあげたところでございますけれども、やはり、この自殺というものは、非常に落ち込んでいるとか、あるいは、自分だけで抱えて苦しんでおるとか、いわゆる自分の精神的な悩みという分野がかなりあると思っておりますので、非常におっしゃるように、そういう心理的な、あるいは精神的な面での対応というものが、これは必要になってくるのだらうとこのように思っております。

そういう意味では、専門の医師を利用する、あるいは連携をとられるような体制というものを敷いておくことが肝要かなと、このように思っております。そういう意味におきましては、市独自で精神科、あるいは心理的な相談を可能にならしめるような体制というものは非常に難しいというように受けとめておりますので、やはり、県なり、あるいは関係機関等々と連携するような中で、対応できるのがいいのじゃなからうかなと、このように考えております。

それから、視覚バリアフリーの補助でございますけれども、音声バーコードというのと機械というものの、そろえておかないと難しいような装置のようでございますので、どんな職場にどういうものを備えておくかというようなことも、これは勉強させてもらわないと、必要だらうということはおっしゃるわけでございますけれども、利用もしない、あるいはどんなものを望んでいるかというようなことがわからないままに「はい、わかりました」と「御趣旨ごもっともです」と私も言えないところでございますので、十分その辺のところを調査して、今後の勉強課題にさせていただきたいと、このように思っております。なお、補足がございましたら、担当の方から申しあげたいと思います。

伊藤忠男議長 斎藤健康福祉課長。

斎藤健一健康福祉課長 事務的な部分もございましたので、担当として少し補足させていただきます。

まず、1点目の、妊婦健康診査のときの受診券のことですが、受診券につきましては、今現在寒河江市では、2回までその受診券を発行しております。35歳以上の人は、超音波のもう1枚ありますけれども、それは、県内の医療機関と契約を前提にして、どこの市町村も今実施しているということです。希望とすれば、全国でどこでもというのは考えられますけれども、現状と、それからいろいろなことを考えますと、今の形でさらに利用の回数をふやしていきたいという市長の答弁がありましたようなことで進んでいきたいというふうに考えております。

あと、2点目のマタニティマークの件ですが、マタニティマークは、あくまで妊婦に対しての優しさとか思いやり、それを持っていただくという意味のマークでございます。そういう意味で、これは今度ホルダーを妊婦健診の折に届けたいという展開を考えておりますが、駐車場利用につきましては、あくまでこれは県の施策で、障害者用の駐車場、その中に妊婦さんの7カ月から産後3カ月までの方も駐車場を利用できますという、その枠に入った妊婦さんの対応ということになります。その意味で、その期間、利用証を交付するというところでございます。

それで、数につきましても、今、県内には6月スタートですけど、県の方の施策ですから、聞きましたら、441カ所ほど県内では身障者の駐車スペースございます。あと、市内にも23カ所、当然公共施設は5カ所すべてありますし、民間につきましても数カ所、10カ所近くは民間の駐車スペースも対応になっているというのが現状でございます。

あと、最後の情報バリアフリーの音声コード、文字文書の読み上げ装置ですが、これはまだスタートしたばかりで、日常生活用具にも入っていますが、今後の利活用とか、それを十分踏まえないと、機械だけが先行して、利活用の利用者の方との調整もありますので、市長が申しあげましたように、今後十分検討課題とはしていきたいというふうに担当でも思っております。

以上です。

伊藤忠男議長 那須議員。残り時間も計算してください。

那須 稔議員 1点だけなんですけれども、先ほど市長の方からは、自殺につきまして、一つは健康だと、原因が。それからいま1点が、経済的な面があると、このような話がございました。それで、自殺につきましては、今一つの大きな原因として経済的な苦で、多重債務に悩んでいる方で、自殺をするケースが多いと、このように言われております。

それで、厚生労働省では、国保連合会を事業主体としまして、今年度から、多重債務者相談モデル事業が立ち上がりました。要するに、多重債務で悩んでいる方につきましては、弁護士を紹介して、その中で利息制限法で引き直した分、過払い分の一部をその滞納額に充てるというようなことでの事業がスタートしているわけです。これは、多重債務者にとっては一刻も早い救済ということで、非常に苦しみを取るということで弁護士を紹介して、多重債務が整理されるわけでありますから、そういう意味では、この多重債務者相談モデル事業、この導入、それから活用といいますか、そういうものについて、これは国保連合会を主体として、厚生労働省が本年度から始まりましたので、これはぜひとも御検討いただきながら、早めの導入などをお願いをして、要望して質問を終わります。

平成19年9月第3回定例会

散 会 午後2時43分

伊藤忠男議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。